

西吾妻環境衛生施設組合
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成29年3月

西吾妻環境衛生施設組合

目 次

第 1 章	計画の概要	1
第 1 節	計画の趣旨	1
第 2 節	計画見直しの背景	1
第 3 節	計画の位置づけ	2
第 4 節	関係法令	3
第 5 節	計画の期間	4
第 6 節	計画の対象区域と廃棄物の範囲	4
第 7 節	計画の進行管理	5
第 2 章	地域特性	6
第 1 節	自然特性	6
1.	位置及び地勢	6
2.	気候	7
第 2 節	社会特性	8
1.	人口と世帯数	8
2.	産業構造	9
3.	主要な交通	11
4.	土地利用の状況	12
第 3 章	ごみ処理基本計画	13
第 1 節	ごみ処理の現状	13
1.	構成町村における 3 R の取組	13
2.	ごみ排出量の実績	14
3.	ごみ処理のながれ	18
4.	収集運搬の現状	19
5.	中間処理の現状	20
6.	最終処分の現状	22
7.	ごみの性状	24
8.	処理経費の現状	25
9.	ごみ処理の評価	26
10.	ごみ処理の課題	27
第 2 節	基本方針	29
第 3 節	ごみ排出量及び処理量の見込み	30
1.	行政区域内人口の予測	31
2.	ごみ排出量の見込み	35
3.	国及び県の目標値との比較	45

4.	目標値の設定	47
5.	発生抑制・資源化目標の設定	50
6.	目標を達成した場合のごみ排出量	52
第4節	ごみの発生抑制・資源化の施策	55
1.	施策体系	55
2.	住民・事業者・行政の役割	56
第5節	収集運搬計画	58
1.	収集運搬に関する基本方針	58
2.	収集運搬に関する目標	58
3.	収集区域	58
4.	収集運搬方法	58
第6節	中間処理計画	59
1.	中間処理に関する基本方針	59
2.	中間処理に関する目標	59
3.	中間処理の方法及び量	59
4.	ごみ処理施設の整備に関する事項	61
5.	温室効果ガス排出量	61
第7節	最終処分計画	62
1.	最終処分に関する基本方針	62
2.	最終処分に関する目標	62
3.	最終処分の方法及び量	62
第8節	その他ごみ処理に関する事項	63
1.	広報啓発活動	63
2.	事業者への支援	63
3.	不法投棄対策	63
4.	災害時の廃棄物処理に関する対応	63
5.	地球温暖化防止に関する対応	63

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

西吾妻環境衛生施設組合（以下「組合」という。）では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、長期的、総合的視点に立ち、対象区域の一般廃棄物を計画的に処理するための基本的な方針を示した、一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定します。

第2節 計画見直しの背景

組合は、長野原町、嬭恋村（以下「構成町村」という。）で構成され、協働でごみ広域処理を行っています。

これまで「一般廃棄物（ごみ）処理基本画（平成5年度）」（以下「前計画」という。）を策定し、ごみ適正処理や循環型社会の構築を目指して取り組んできましたが、この度目標年度を迎えました。

こうした状況の中、国では、「環境基本法」をはじめとする廃棄物に関する各種関連法の整備を進め、また、社会のあり方や生活様式の変化に伴い、3R（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の推進や循環型社会の構築のため、各種関連法を改正するとともに具体的な目標を定めてきました。「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月）」では、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、1. リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、2. 有用金属の回収、3. 安心・安全の取組強化、4. 3R国際協力の推進等を新たな政策の柱としています。また、「地球温暖化対策計画（平成28年5月）」では、廃棄物処理施設における省エネルギー対策、ごみの収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの排出抑制を推進する取組が示されています。

群馬県では「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画（平成28年3月）」を策定し、「廃棄物に含まれる有用な資源をより多く回収し、資源の性質に応じた「質」の高い循環的な利用を実現する」こと基本理念に、廃棄物の適正処理及び循環型社会づくりを進めています。

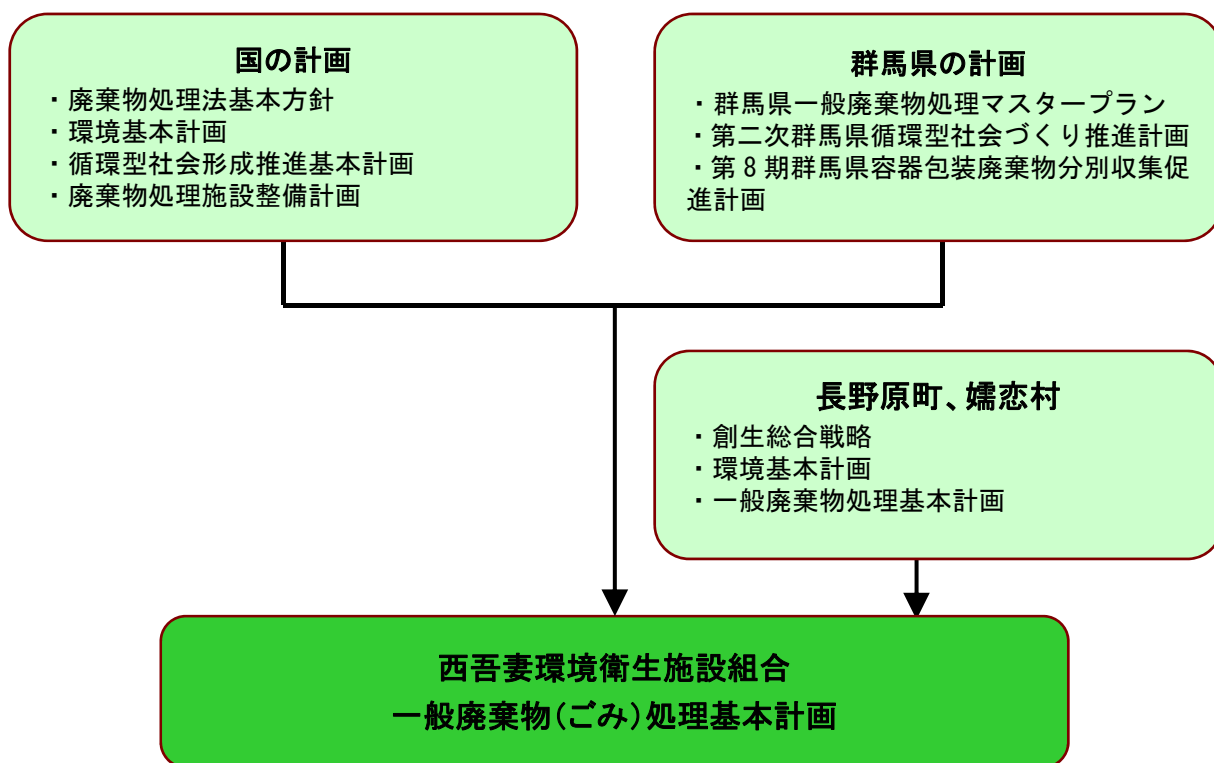
そこで、前計画を評価・見直し、「第三次循環型社会形成推進基本計画」「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」などの計画に基づき、「西吾妻環境衛生施設組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定することとなりました。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づいて一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めます。

計画の位置づけを以下に示します。

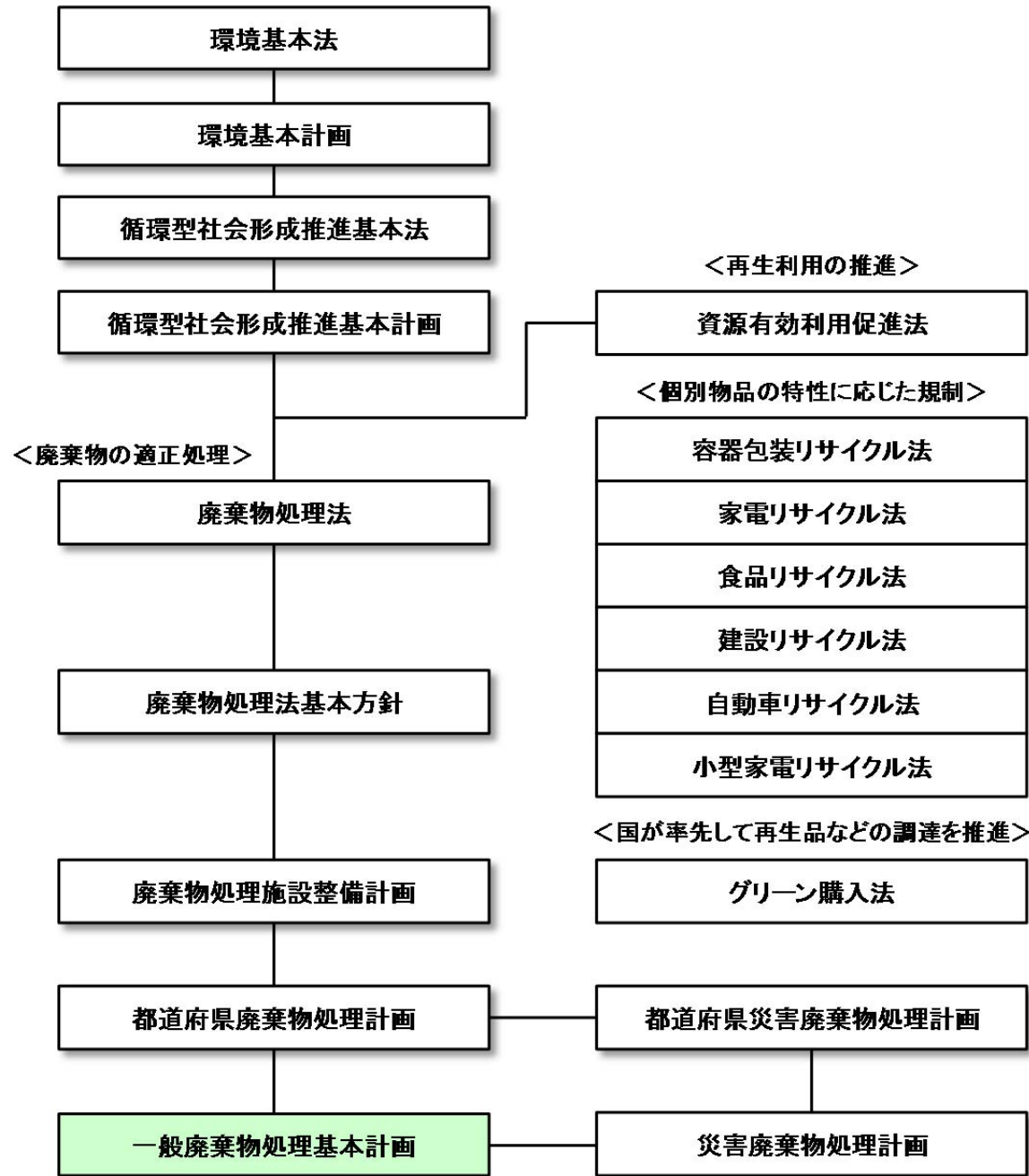
図 1-1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ



第4節 関係法令

循環型社会の構築に向けた法体系を以下に示します。

図 1-2 一般廃棄物処理基本計画と上位計画等の関係



第5節 計画の期間

目標年次は計画策定時より15年の間で設定することとし、平成29年度を初年度、平成43年度を目標年度とします。概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととします。

なお、中間目標年度を5年後の平成33年度とします。

図 1-3 計画の期間



第6節 計画の対象区域と廃棄物の範囲

対象区域は構成町村の行政区域内全域とし、廃棄物の範囲は区域内の一般廃棄物とします。

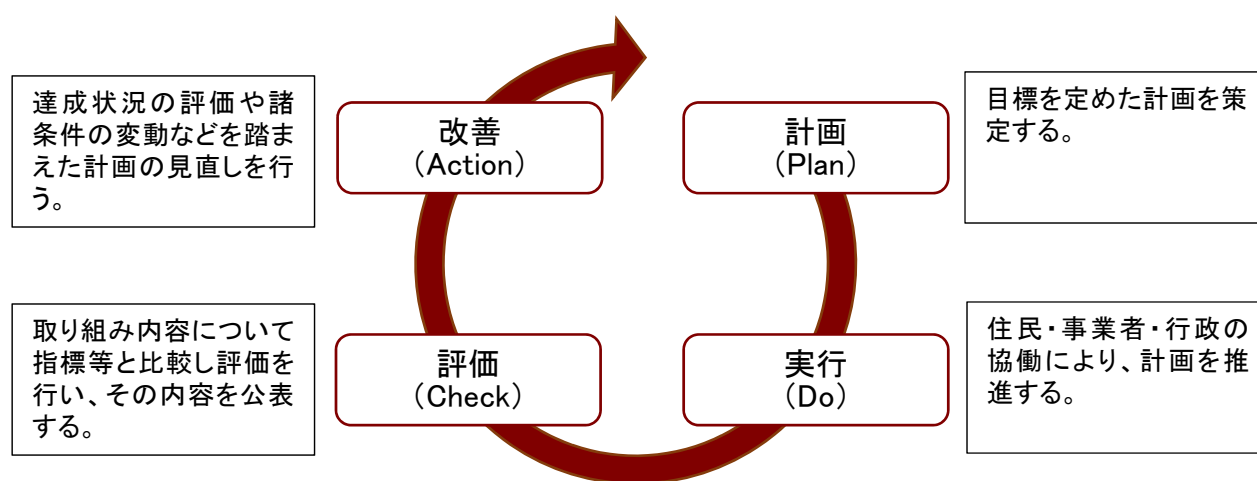
第7節 計画の進行管理

本計画の進行管理においては、PDCA サイクルにより継続的に評価、見直しを行います。計画の評価については、本計画に示した目標と進捗状況を確認します。また、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）」における評価についても進捗状況を図るひとつの指標と捉え、活用するものとします。

計画の進捗状況については、概ね5年を評価時期として、評価、見直しに関する意見を求め、評価結果を広く住民に公表すると共に、評価意見を踏まえ、見直し検討も含めた計画進行を行うこととします。

PDCA の概念図を示します。

図 1-4 PDCA の概念図



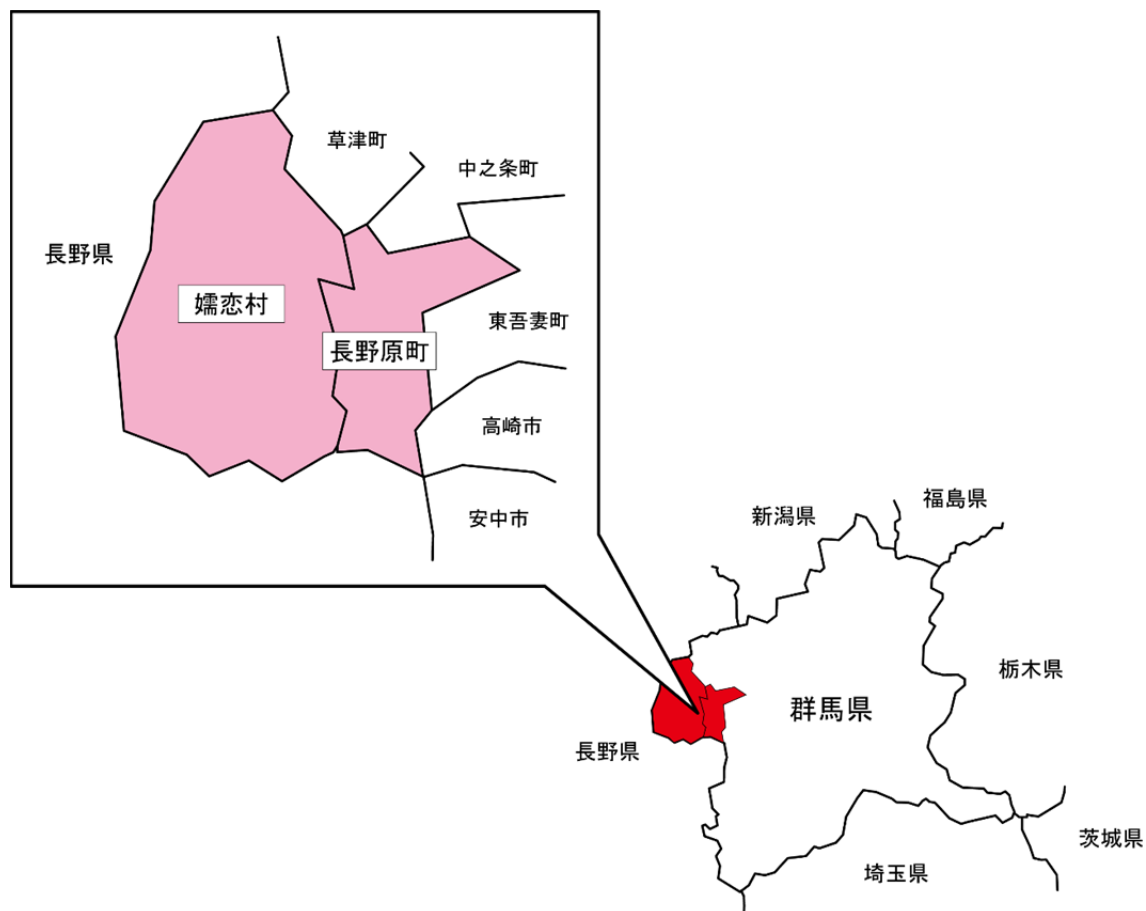
第2章 地域特性

第1節 自然特性

1. 位置及び地勢

構成町村は群馬県の西端に位置しており、長野原町の南端から嬬恋村の南、西、北端にかけて長野県に接しています。東京から直線距離で約 150km、前橋より約 60km の距離にあります。構成町村は、山林が約 5 割を占めています。長野原町の中南部には浅間山の北東斜面と標高 1,300m を超える山々が分布し、北端部は草津白根山の南東麓にあたる山岳地帯です。最高地点は浅間隠山の 1,757m であり、最低地点との標高差は約 1,250m あります。熊川が中央部を北へ流れ、北部を北東に流れる吾妻川に注いでいます。嬬恋村は北端から南端にかけて県境沿いに連なる四阿山、浅間山等、標高 2,000m 級の山々の山麓斜面地にあたります。最高地点は浅間山の 2,568m であり、最低地点との標高差は約 1,890m あります。西端部に源を発する吾妻川が万座山などの諸支流を集めて村のほぼ中央部を北東に流れています。

図2-1 構成町村の位置



2. 気候

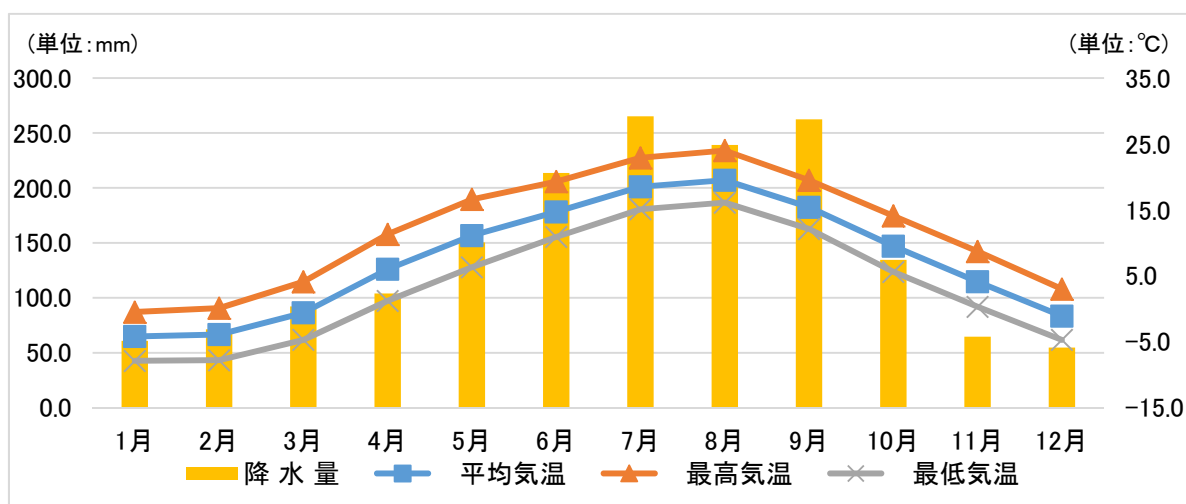
1981 年～2010 年の平年値¹では、降水量は年間 1,700mm 程度です。最高気温²は 8 月で 24℃であり、最低気温³は 1 月で氷点下 7.9℃まで下がります。

表2-1 地域の気温、降水量（草津観測所）

	気 温 (°C)			降 水 量 (mm)
	平均気温	最高気温	最低気温	
1 月	-4.2	-0.5	-7.9	60.8
2 月	-3.9	0.1	-7.8	71.3
3 月	-0.6	4.1	-4.7	92.1
4 月	6.0	11.3	1.2	103.9
5 月	11.1	16.6	6.3	150.4
6 月	14.7	19.3	10.9	213.6
7 月	18.5	22.9	15.1	265.2
8 月	19.5	24.0	16.1	239.0
9 月	15.4	19.5	12.1	262.3
10 月	9.5	14.1	5.6	134.6
11 月	4.1	8.7	0.3	64.7
12 月	-1.1	3.0	-4.7	54.7
年	7.4	11.9	3.6	1,728.7

資料：気象庁アメダス（草津観測所）データ

図2-2 地域の気温、降水量（草津観測所）



¹ 平年値とは、ある一定の期間（概ね 30 年）の観測値の平均の値のこと。その地点の気温を表す値として用いられる。

² 日最高気温の月平均値

³ 日最低気温の月平均値

第2節 社会特性

1. 人口と世帯数

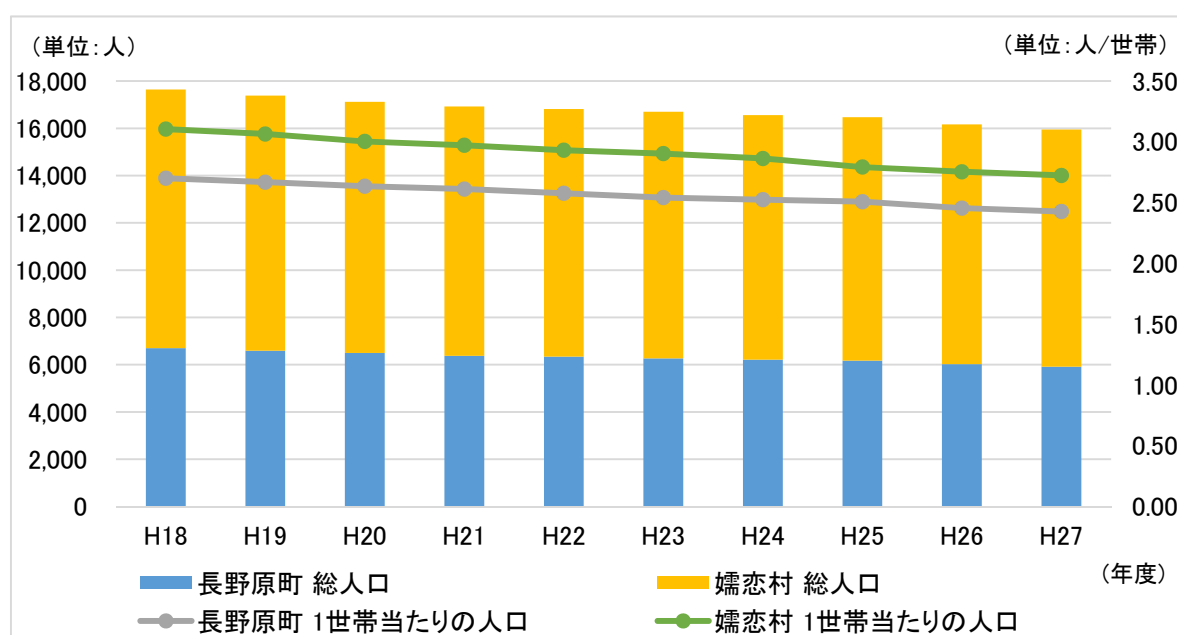
構成町村の人口及び世帯数の推移は次のとおりです。構成町村では、総人口及び世帯当たりの人口は減少傾向ですが、世帯数は増加傾向です。長野原町は総人口、世帯数及び世帯当たりの人口は減少傾向です。嬬恋村の総人口及び世帯当たりの人口は減少傾向ですが、世帯数は増加傾向です。

表2-2 人口の推移

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
構成町村	総人口(人)	17,639	17,383	17,123	16,928	16,817	16,700	16,557	16,468	16,166	15,952
	世帯数(世帯)	6,005	5,993	6,005	5,993	6,036	6,061	6,075	6,149	6,138	6,124
	1世帯当たりの人口(人)	2.94	2.90	2.85	2.82	2.79	2.76	2.73	2.68	2.63	2.60
長野原町	総人口(人)	6,699	6,595	6,499	6,376	6,340	6,270	6,216	6,172	6,026	5,918
	世帯数(世帯)	2,481	2,472	2,467	2,442	2,461	2,468	2,463	2,462	2,455	2,439
	1世帯当たりの人口(人)	2.70	2.67	2.63	2.61	2.58	2.54	2.52	2.51	2.45	2.43
嬬恋村	総人口(人)	10,940	10,788	10,624	10,552	10,477	10,430	10,341	10,296	10,140	10,034
	世帯数(世帯)	3,524	3,521	3,538	3,551	3,575	3,593	3,612	3,687	3,683	3,685
	1世帯当たりの人口(人)	3.10	3.06	3.00	2.97	2.93	2.90	2.86	2.79	2.75	2.72

出典：住民基本台帳・世帯人口統計表（各年3月末日外国人登録を含む）

図2-3 人口の推移



2. 産業構造

1) 産業構造、事業者数の推移

長野原町と嬭恋村の産業別事業所数及び従業者数の推移は次のとおりです。サービス業などの第三次産業が多くを占めています。平成18年から平成21年にかけて、第二次産業及び第三次産業の事業所数は増加傾向でしたが、平成21年から平成26年にかけては第二次産業及び第三次産業ともに事業所数、従業員数が減少傾向にあります。

表2-3 産業別事業所数及び従業者数の推移

		第一次産業		第二次産業		第三次産業		分類不能	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
構成町村	H18	19	141	258	1,268	701	4,594	180	1,012
	H21	44	260	268	1,218	804	5,407	48	324
	H26	55	320	242	1,101	695	4,891	51	251
長野原町	H18	2	16	116	582	251	1,867	87	419
	H21	10	78	122	587	312	2,189	24	200
	H26	10	66	107	550	284	2,146	24	118
嬭恋村	H18	17	125	142	686	450	2,727	93	593
	H21	34	182	146	631	492	3,218	24	124
	H26	45	254	135	551	411	2,745	27	133

出典：経済センサス-基礎調査 事業所に関する集計

図2-4 産業別事業所数の割合推移(分類不能を含まない)

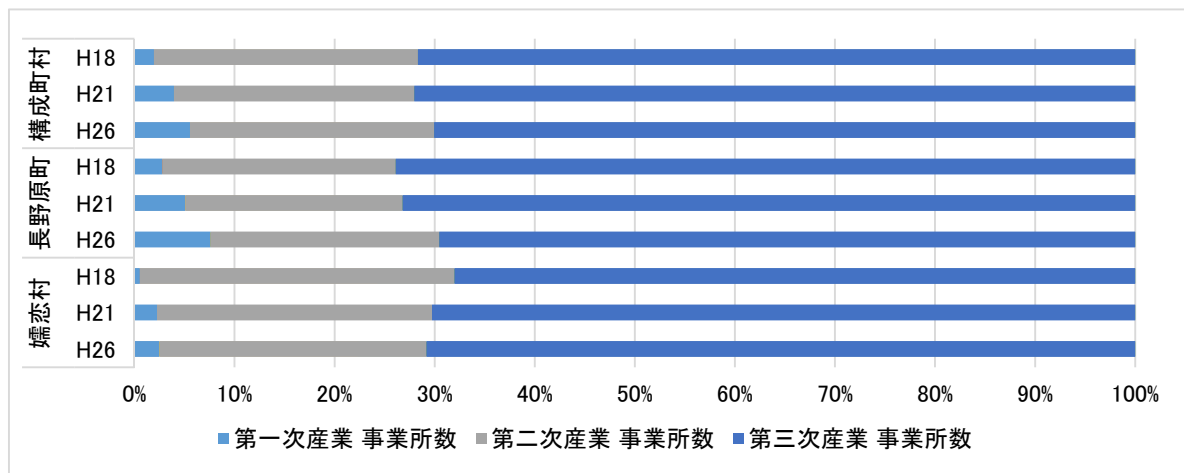
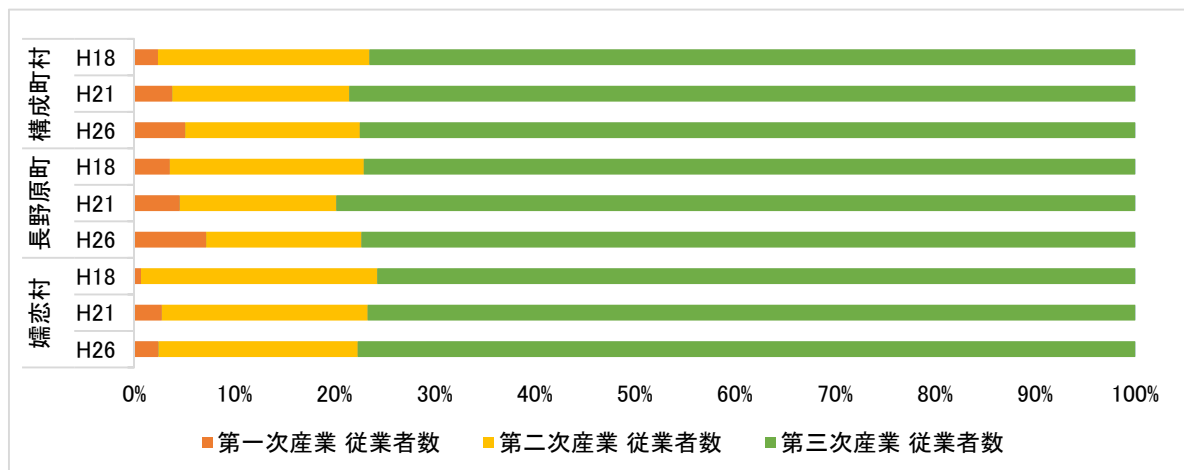


図2-5 産業別従業者数の割合推移(分類不能を含まない)



2) 商業、工業の動向

構成町村では、JR万座鹿沢口駅近くに三原商店街があります。また、長野原町の北部には、長野原工業団地があります。構成町村の従業員数、事業所数、売上高ともに平成19年から平成26年にかけて減少傾向ですが、嬬恋村の工業の売上は増加傾向にあります。

図2-6 工業、商業の動向

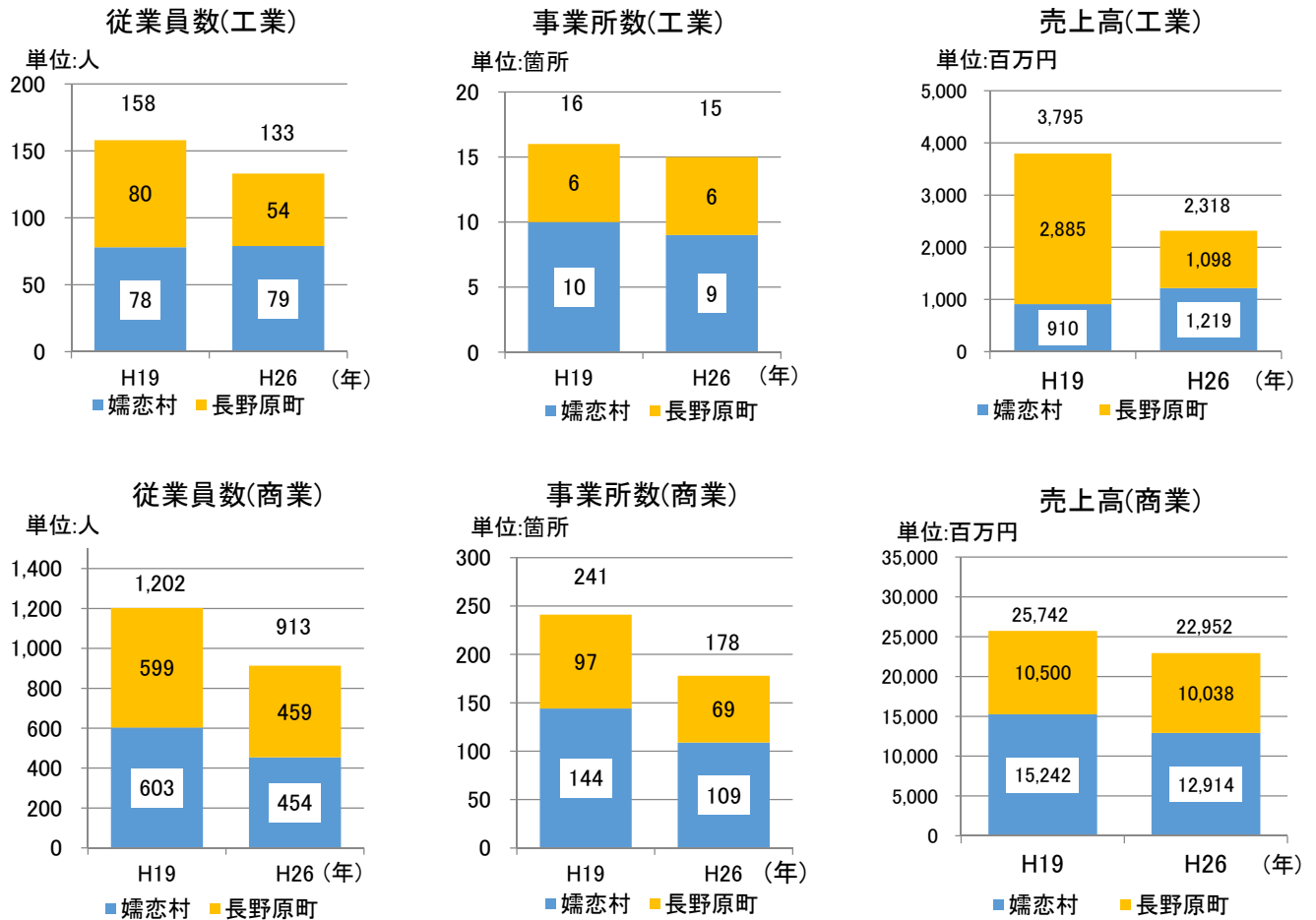


表2-4 工業団地概要

事業主体	群馬県企業局
所在地	吾妻郡長野原町大字長野原
団地面積	47,000m ²
分譲単価	27,600～28,700 円/m ²
対象業種	製造業、物流・流通業、製造に付随するサービス業ほか

3. 主要な交通

孺恋村から長野原町にかけて国道 144 号が横断しており、長野原町には国道 144 号、145 号、146 号、406 号、292 号が通っています。孺恋村には国道 144 号と国道 292 号が通っており、南北にかけて浅間白根火山ルートが通っています。また、鉄道は、吾妻線が孺恋村の大前駅を始発に北東へ向かい長野原町を横断しています。

図 2-7 主要な交通



4. 土地利用の状況

構成町村は約半分の 48%が山林で覆われており宅地の面積は約 2%しかありません。そのうち、長野原町は山林が町の 28%を、嬬恋村では山林が 56%を占めています。長野原町の宅地の面積は嬬恋村に比べて約 2 倍あります。

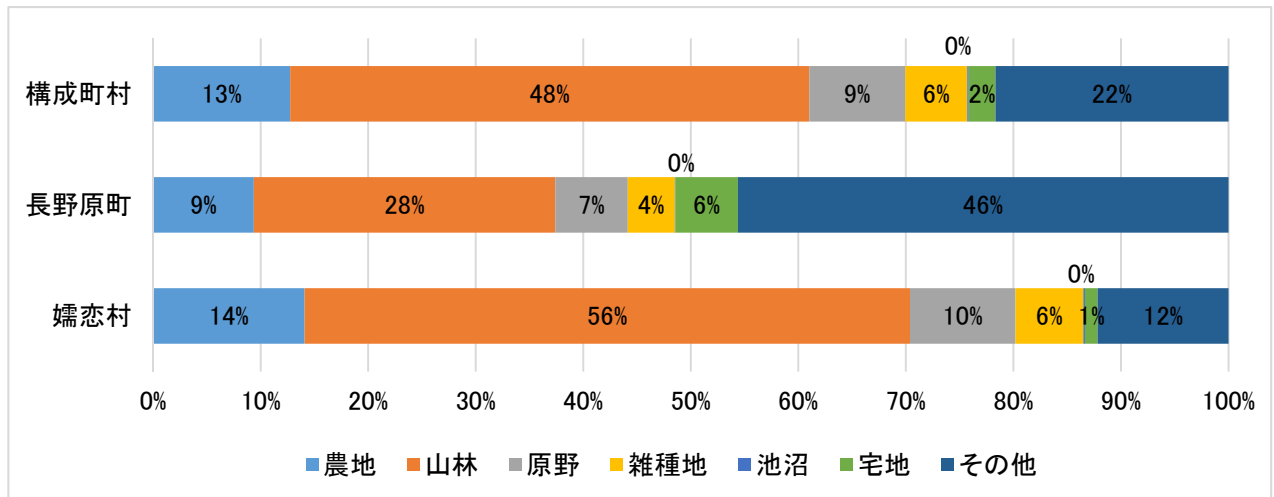
表 2-5 土地利用面積

(単位:ha)

	農地	山林	原野	雑種地	池沼	宅地	その他 ⁴	総数
構成町村	6,006	22,753	4,213	2,719	57	1,173	10,215	47,136
長野原町	1,254	3,751	903	586	6	778	6,107	13,385
嬬恋村	4,752	19,002	3,310	2,133	51	395	4,108	33,751

出典:税務課(平成 21 年 1 月 1 日現在)

図 2-8 土地利用面積



⁴ その他には国有林や河川、その他の国有地等が含まれる

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1. 構成町村における3Rの取組

構成町村では、それぞれ3Rに関する施策を実施しています。3Rの取組を以下に示します。

表 3-1 主な施策の実施状況

構成町村	3Rに関する施策
長野原町	・家庭ごみ有料化 ・生ごみ処理機器の購入者への補助 ・集団回収の促進と奨励金の交付 ・広報紙や地元説明会などを通じた情報発信、意識啓発 ・ボランティア活動による美化運動の協力 ・住民や小中学生を対象とした環境教育の実施
嬭恋村	・家庭ごみ有料化 ・生ごみ処理機器の購入者への補助 ・集団回収の促進と奨励金の交付 ・広報紙や地元説明会などを通じた情報発信、意識啓発 ・ボランティア活動による美化運動の協力 ・住民や小中学生を対象とした環境教育の実施

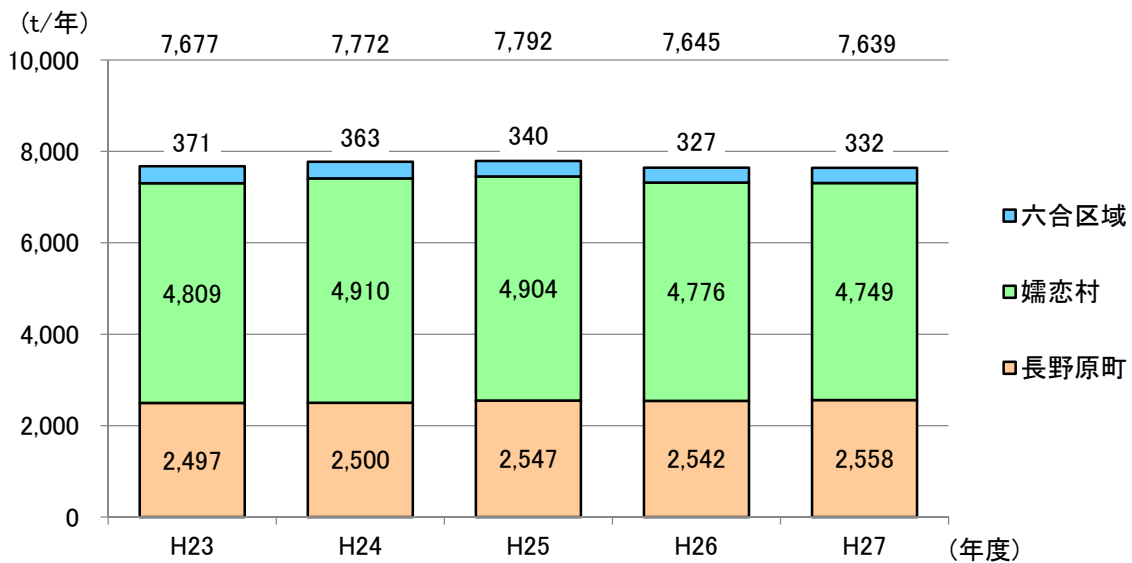
2. ごみ排出量の実績

構成町村のごみ排出量の実績を整理します。中之条町六合区域（旧六合村）のごみは、中之条町から組合が委託を受け処理しています。したがって当該区域のごみ排出量や処理量についても把握します。（以下、構成町村の区域と六合区域をあわせて「圏域」という。）

1) ごみ排出量の推移

過去5年間のごみ排出量の実績は次のとおりです。長野原町はほぼ横ばい傾向、嬬恋村は平成25年度から減少しています。

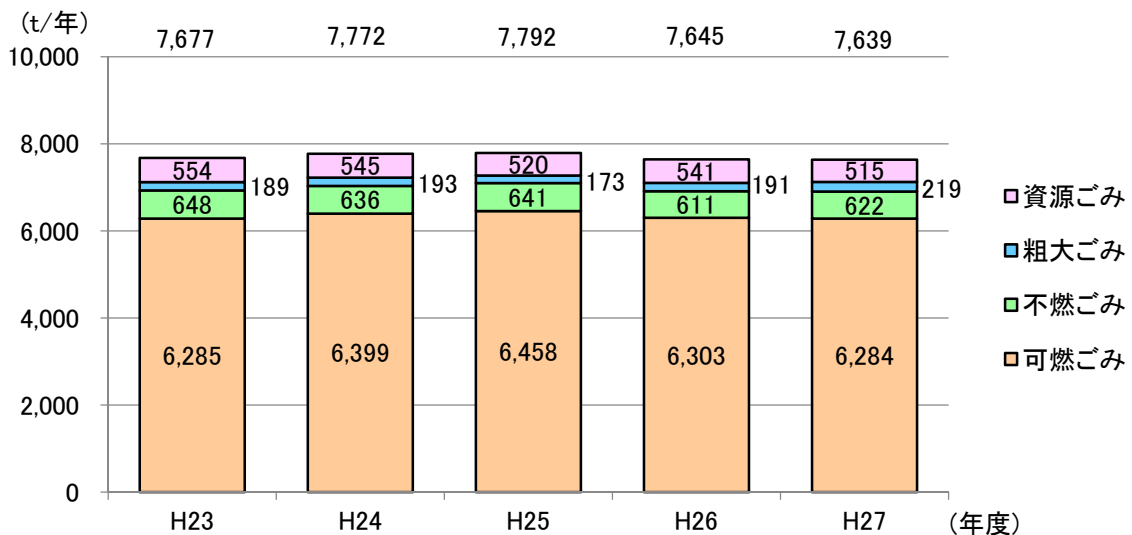
図 3-1 ごみ排出量の推移



2) 種類別ごみ排出量の推移

種類別のごみ排出量の実績は次のとおりです。ほぼ横ばい傾向です。

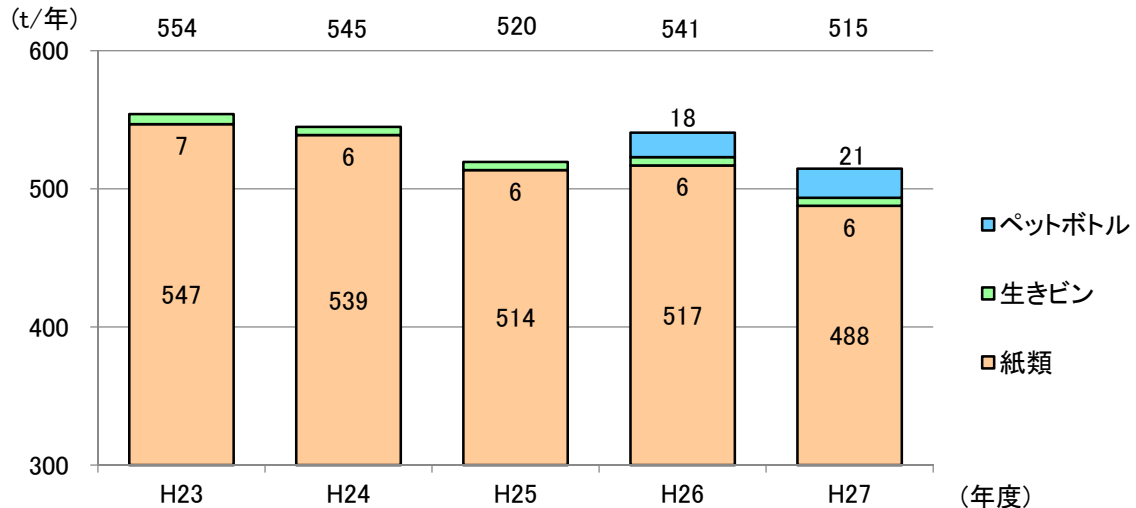
図 3-2 種類別ごみ排出量の推移



3) 資源ごみ量の推移

過去5年間の資源ごみ量の実績は次のとおりです。紙類が大きく減少していますが、平成26年度からペットボトルの分別を始めたため、全体としては横ばい傾向となっています。

図 3-3 資源ごみ量の推移



4) 1人1日当たりの家庭系ごみの推移

過去5年間の1人1日当たりの家庭系ごみの実績は次のとおりです。

圏域全体では、1人1日当たりの家庭系ごみのうち、可燃ごみが増加傾向にあります。資源ごみは平成26年度からペットボトルの分別を始めましたが、横ばい傾向です。排出量全体としては増加傾向です。

長野原町では、1人1日当たりの家庭系ごみのうち、可燃ごみが増加傾向、資源ごみは横ばい傾向、排出量全体としては増加傾向です。

嬭恋村では、1人1日当たりの排出量のうち、可燃ごみは平成25年度以降横ばい傾向にあります。資源ごみは横ばい傾向です。排出量全体としては平成25年度以降横ばい傾向です。

図 3-4 圏域 1人1日当たりの家庭系ごみの推移

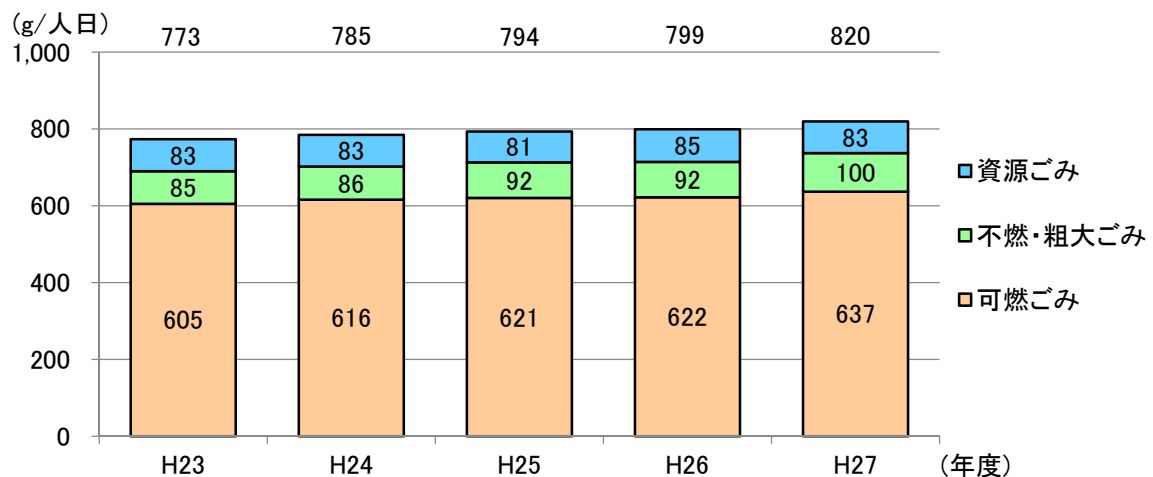


図 3-5 長野原町 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの推移

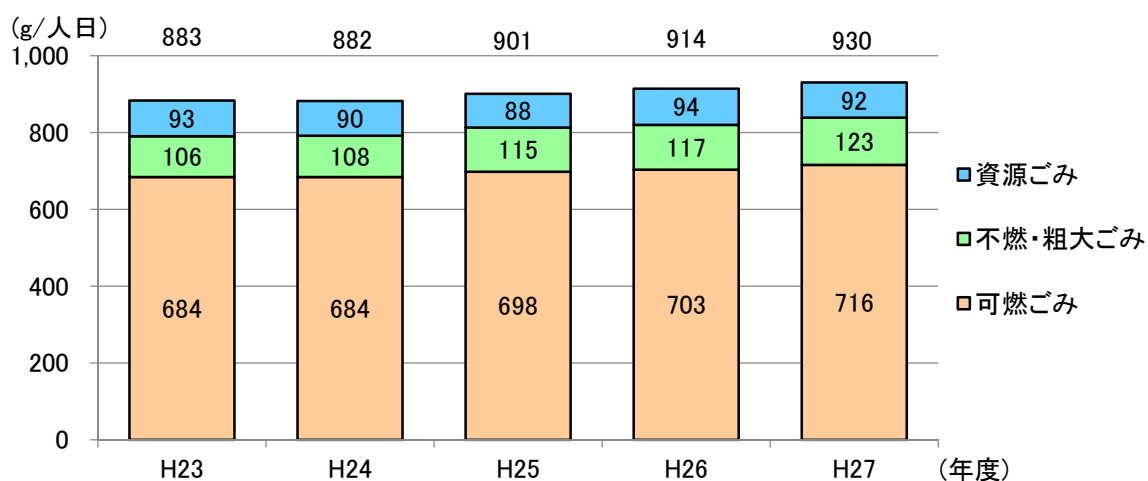


図 3-6 孺恋村 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの推移

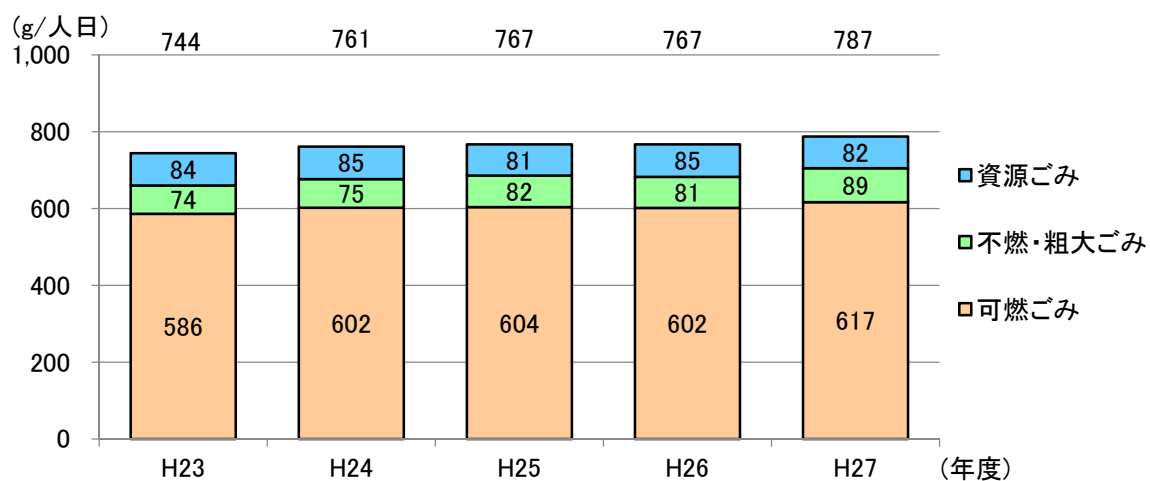


表 3-2 排出量の推移

(単位:t/年)

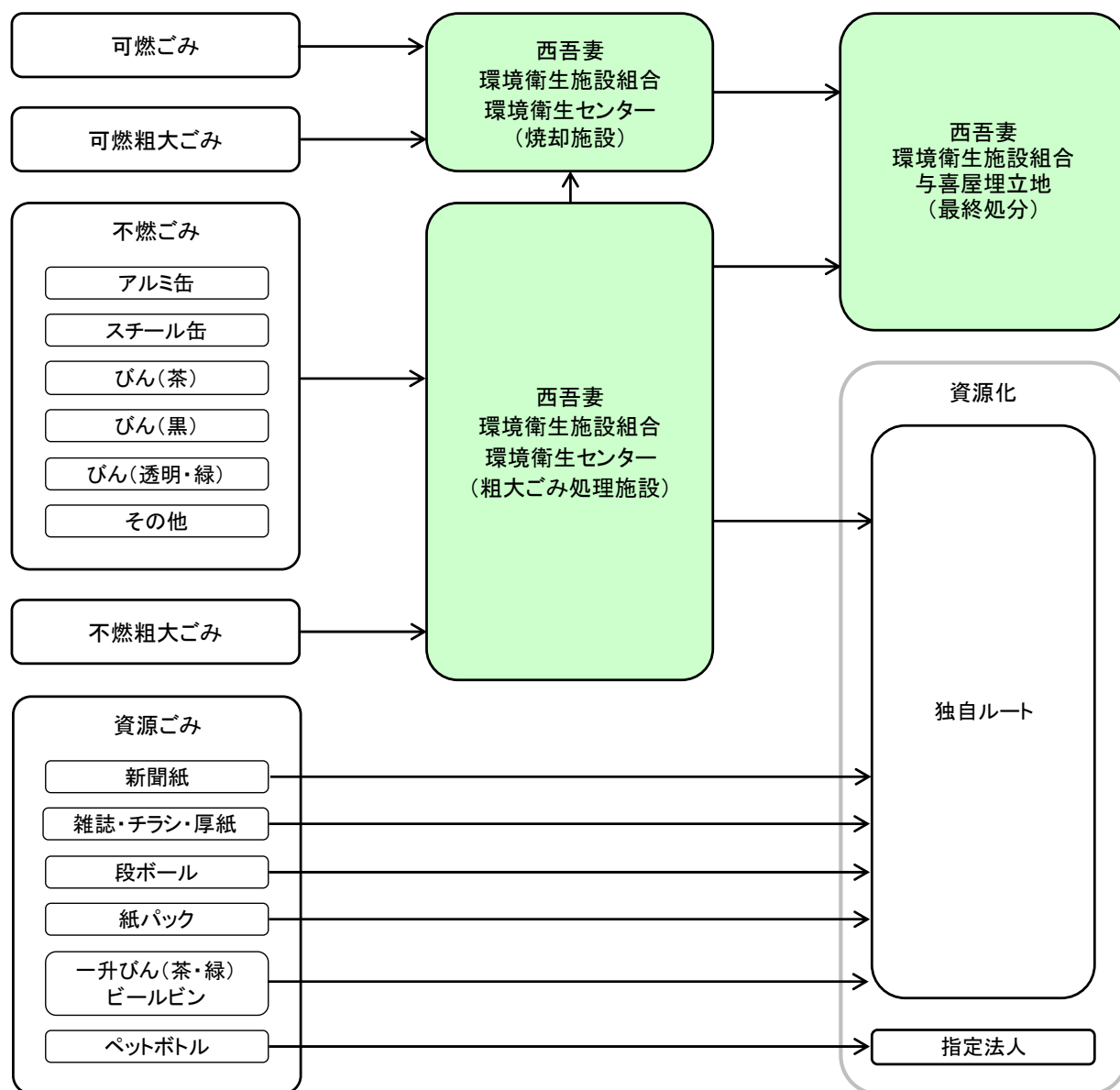
区分\年度		H23	H24	H25	H26	H27
		実績				
人口	長野原町	6,216	6,172	6,026	5,918	5,808
	嬭恋村	10,341	10,296	10,140	10,034	9,804
	六合区域	1,604	1,555	1,508	1,445	1,383
	合 計	18,161	18,023	17,674	17,397	16,995
搬入総合計	長野原町	2,497	2,500	2,547	2,542	2,558
	家庭系	2,010	1,987	1,982	1,975	1,978
	事業系	487	512	566	568	580
	嬭恋村	4,809	4,910	4,904	4,776	4,749
	家庭系	2,816	2,861	2,838	2,808	2,825
	事業系	1,993	2,049	2,066	1,968	1,924
	六合区域	371	363	340	327	332
	家庭系	315	314	299	292	296
	事業系	56	49	42	34	36
	合 計	7,677	7,772	7,792	7,645	7,639
可燃ごみ	長野原町	1,966	1,981	2,042	2,026	2,049
	家庭系	1,556	1,541	1,535	1,519	1,521
	事業系	410	440	507	507	528
	嬭恋村	4,025	4,127	4,149	4,017	3,975
	家庭系	2,220	2,263	2,235	2,203	2,212
	事業系	1,805	1,864	1,914	1,814	1,763
	六合区域	294	291	268	259	259
	家庭系	245	247	234	229	228
	事業系	49	44	34	30	32
	合 計	6,285	6,399	6,458	6,303	6,284
不燃ごみ	長野原町	231	227	246	235	238
	家庭系	193	191	200	194	202
	事業系	38	36	46	41	37
	嬭恋村	379	377	361	347	355
	家庭系	218	219	238	228	232
	事業系	161	157	123	119	123
	六合区域	39	32	34	28	29
	家庭系	34	30	29	26	27
	事業系	5	2	5	2	3
	合 計	648	636	641	611	622
粗大ごみ	長野原町	88	88	66	77	75
	家庭系	49	52	53	58	60
	事業系	39	37	13	19	16
	嬭恋村	88	88	94	102	124
	家庭系	60	61	66	68	86
	事業系	27	27	29	34	38
	六合区域	13	17	12	11	20
	家庭系	11	14	10	9	18
	事業系	3	3	3	2	2
	合 計	189	193	173	191	219
資源ごみ	長野原町	212	203	193	204	195
	嬭恋村	317	318	300	309	295
	六合区域	25	23	26	28	24
	合 計	554	545	520	541	515
	古紙類	長野原町	208	201	191	185
		嬭恋村	314	315	297	281
		六合区域	24	23	25	21
		合 計	547	539	514	488
	生ビン	長野原町	3	2	2	2
		嬭恋村	3	3	3	3
		六合区域	1	1	1	0
		合 計	7	6	6	6
	ペットボトル	長野原町	—	—	—	8
		嬭恋村	—	—	—	11
		六合区域	—	—	—	2
		合 計	—	—	—	21
汚泥	長野原町	25	37	4	0	0
	嬭恋村	41	29	0	0	0
	六合区域	0	0	0	0	0
	合 計	66	66	4	0	0

3. ごみ処理のながれ

ごみ処理の流れを以下に示します。

可燃ごみは環境衛生センターで焼却処理し、不燃ごみや粗大ごみは粗大ごみ処理施設で破碎、選別等の処理を行ってから金属類は資源化し、可燃残渣は焼却、不燃残渣は埋立処分しています。資源ごみは直接資源化しています。

図 3-7 ごみ処理フロー



4. 収集運搬の現状

分別区分、収集運搬体制を以下に示します。

分別区分、収集回数は圏域内で統一されています。

平成 17 年 4 月から家庭系ごみの有料化を導入しており、ペットボトルは平成 26 年度から収集を開始しています。また、直接持ち込む場合は 10kg を超える端数ごとに 150 円の手数料を徴収しています。

表 3-3 分別区分

品 目		袋	収集回数		
			長野原町	孺恋村	中之条町 六合区域
可燃ごみ		可燃ごみ指定袋	2 回/週		
不燃ごみ	アルミ缶	不燃ごみ指定袋	2 回/月		
	スチール缶	不燃ごみ指定袋	2 回/月		
	茶色ビン	不燃ごみ指定袋	2 回/月		
	黒色ビン	不燃ごみ指定袋	2 回/月		
	透明・緑他ビン	不燃ごみ指定袋	2 回/月		
	その他(せともの、ガラス製品、乾電池等)	不燃ごみ指定袋	2 回/月		
粗大ごみ	可燃性粗大	指定シール	1 回/2 か月		
	不燃性粗大	指定シール	1 回/月		
資源ごみ	新聞紙	指定なし ひも	2 回/月		
	雑誌・チラシ・厚紙		2 回/月		
	段ボール		2 回/月		
	紙パック		2 回/月		
	一升ビン(茶・緑) ビールビン	指定なし	2 回/月		
	ペットボトル	回収カゴ	2 回/月		

表 3-4 指定袋等の価格

ごみの種類	大きさ	価格※
可燃ごみ指定袋	60 リットル	60 円/枚
	40 リットル	40 円/枚
	30 リットル	30 円/枚
不燃ごみ指定袋	40 リットル	40 円/枚
	30 リットル	30 円/枚
粗大ごみ用シール	—	40 円/枚

※消費税込の価格

表 3-5 収集運搬体制

	長野原町	孺恋村
委託	2 業者 9 台	2 業者 10 台
許可	2 業者 9 台	3 業者 15 台

5. 中間処理の現状

中間処理量、中間処理体制を以下に示します。

焼却量は平成 25 年度に増加しましたが、横ばい傾向です。破碎処理量は横ばい傾向です。

図 3-8 焼却処理量

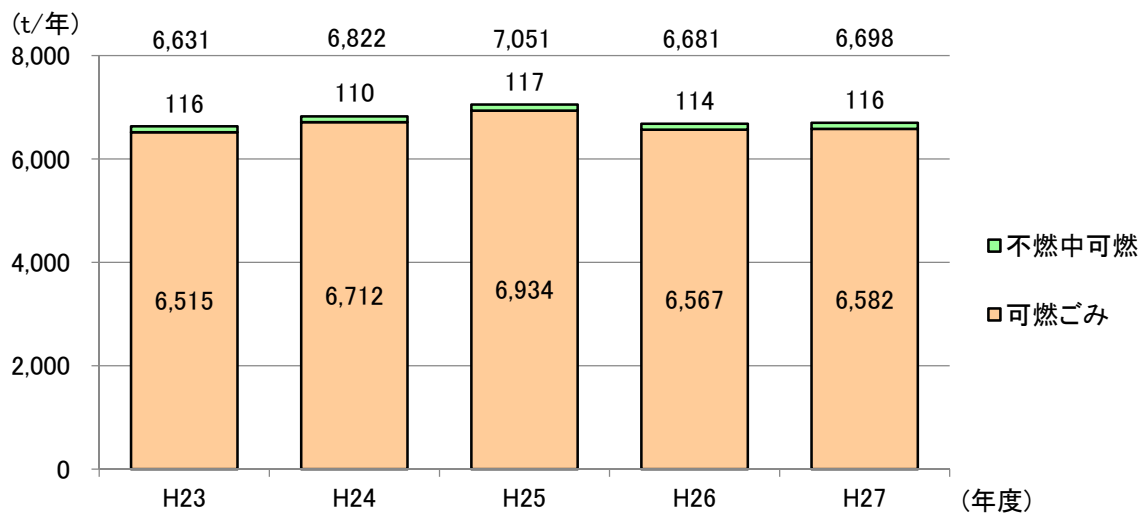
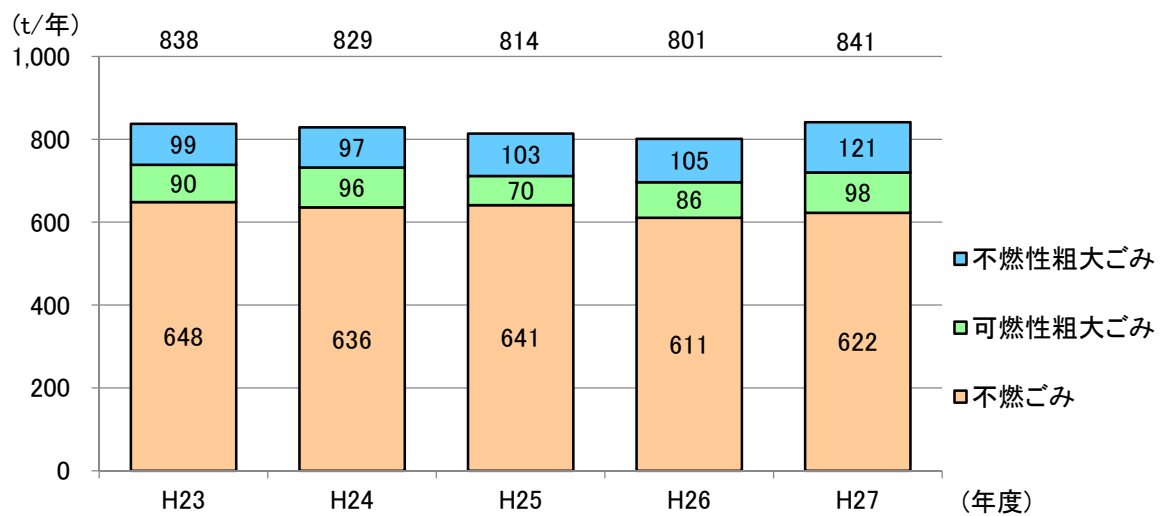


図 3-9 破碎処理量



他方、資源化量は減少傾向で、資源化率も減少傾向です。

図 3-10 資源化量と資源化率

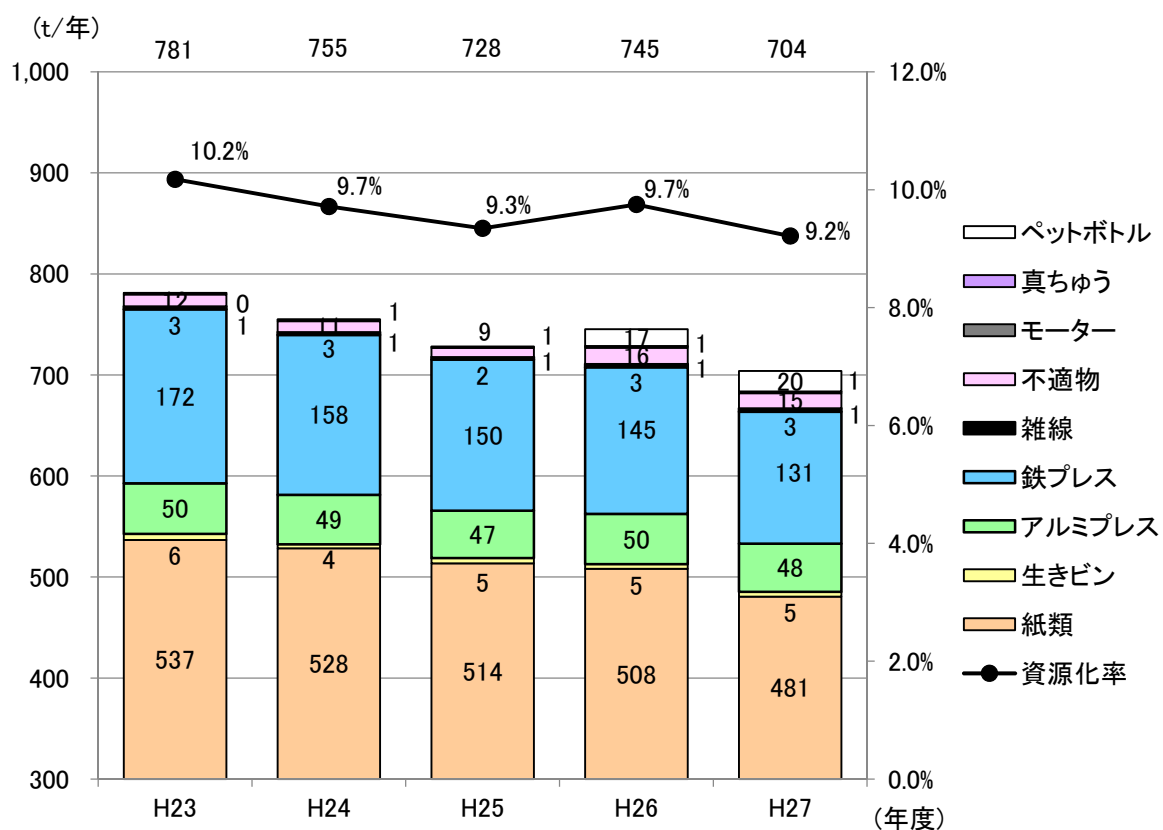


表 3-6 中間処理施設の概要

名 称	西吾妻環境衛生センター	
所在地	群馬県吾妻郡長野原町大字与喜屋1610-1	
処理能力	焼却施設	粗大ごみ処理施設
	40t/日(2炉)	24t/日
処理方式	ストーカ式(可動)	選別、圧縮・梱包
稼動開始	平成3年4月	平成6年4月
維持管理体制	一部委託	一部委託

6. 最終処分の現状

最終処分量、最終処分体制を以下に示します。

最終処分量は平成 25 年度までは若干増加していましたが、その後は横ばい傾向を示しています。

図 3-11 最終処分量

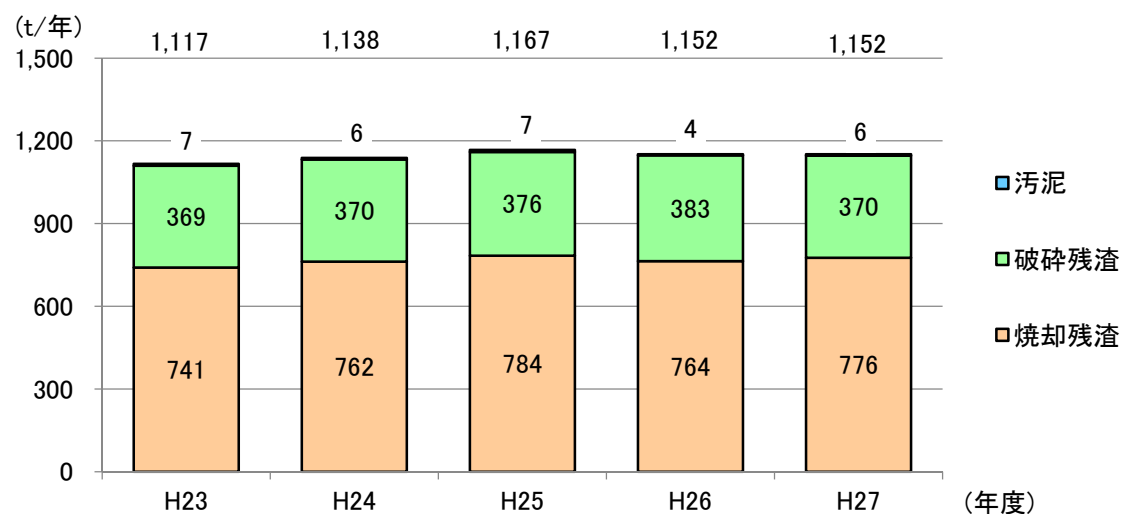


表 3-7 最終処分場の概要

施設名	西吾妻環境衛生施設組合与喜屋埋立地
計画容量	102,330m ³
稼働開始	平成8年4月
埋立対象	焼却残渣(主灰)、焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣
維持管理体制	直営

表 3-8 処理・処分量の推移

(単位:t/年)

区分\年度		H23	H24	H25	H26	H27
		実績				
1人1日当たり(g/人・日) 排出量	長野原町	1,098	1,110	1,158	1,177	1,203
	嬭恋村	1,271	1,307	1,325	1,304	1,324
	六合区域	632	639	618	619	657
	合 計	1,155	1,182	1,208	1,204	1,228
1人1日当たり(g/人・日) 家庭系可燃ごみ	長野原町	684	684	698	703	716
	嬭恋村	586	602	604	602	617
	六合区域	417	435	425	434	450
	合 計	605	616	621	622	637
1人1日当たり(g/人・日) 家庭系不燃・粗大ごみ	長野原町	106	108	115	117	123
	嬭恋村	74	75	82	81	89
	六合区域	77	77	71	68	88
	合 計	85	86	92	92	100
1人1日当たり(g/人・日) 資源ごみ	長野原町	93	90	88	94	92
	嬭恋村	84	85	81	85	82
	六合区域	43	41	47	53	47
	合 計	83	83	81	85	83
1日当たり(t/日) 事業系ごみ	長野原町	1.3	1.4	1.5	1.6	1.6
	嬭恋村	5.4	5.6	5.7	5.4	5.3
	六合区域	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	合 計	6.9	7.2	7.3	7.0	6.9
資源化量	アルミプレス	50	49	47	50	48
	鉄プレス	172	158	150	145	131
	雑線	3	3	2	3	3
	不適物	12	11	9	16	15
	モーター	1	1	1	1	1
	真ちゅう	0	1	1	1	1
	合 計	239	223	209	216	198
	段ボール	160	170	176	179	176
	雑誌	212	197	185	184	171
	新聞紙	163	160	151	144	133
	牛乳パック	2	1	1	2	2
	合 計	537	528	514	508	481
	生きビン	6	4	5	5	5
	ペットボトル	—	—	—	17	20
	合 計	6	4	5	21	25
中間処理・最終処分	可燃ごみ	6,515	6,712	6,934	6,567	6,582
	不燃中可燃(焼却)	116	110	117	114	116
	焼却処理合計	6,631	6,822	7,051	6,681	6,698
	焼却残渣	741	762	784	764	776
	破碎残渣	369	370	376	383	370
	汚泥	7	6	7	4	6
	最終処分量合計	1,117	1,138	1,167	1,152	1,152

7. ごみの性状

衛生センターにおける可燃ごみの組成分析の結果では、紙・布類は約 50%から約 38%に減少しています。また、容器包装プラスチックを分別していないことから、ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類は約 28%から約 42%の間を増減しています。ちゅう芥類（生ごみ）は平成 24 年度の約 17%から減少傾向を示しています。木・竹・わら類は平成 27 年度に約 22%と特に高くなっています。

図 3-12 衛生センターにおけるごみ組成分析結果

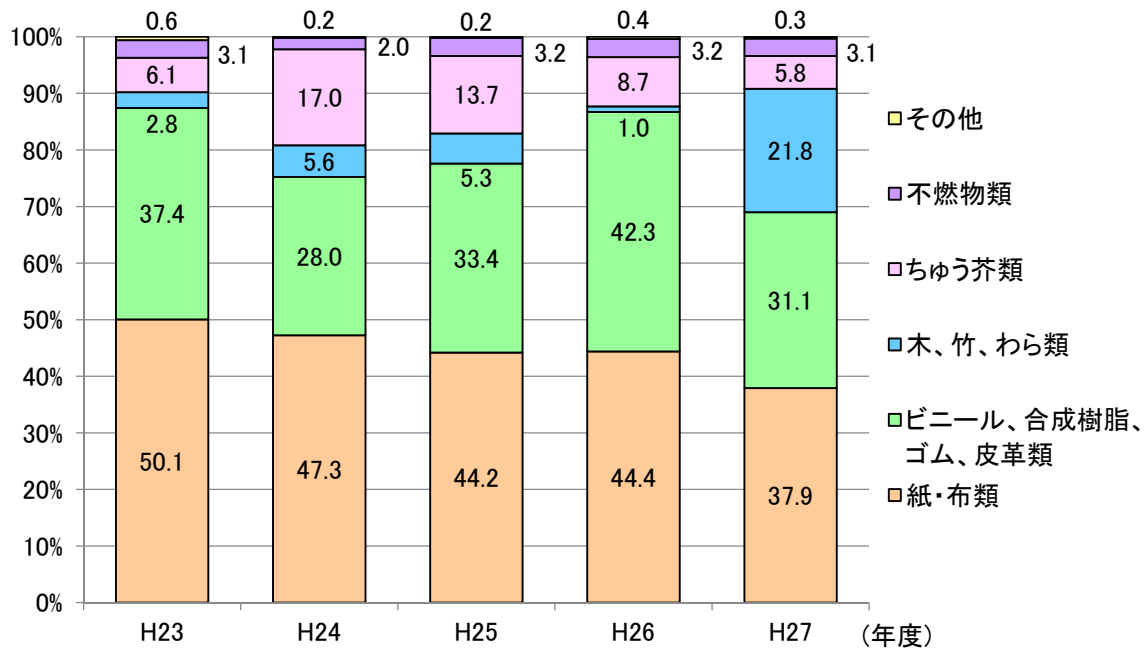


表 3-9 ごみの性状

項目			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ごみ組成分析	紙・布類	%	50.1	47.3	44.2	44.4	37.9
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	%	37.4	28.0	33.4	42.3	31.1
	木、竹、わら類	%	2.8	5.6	5.3	1.0	21.8
	ちゅう芥類	%	6.1	17.0	13.7	8.7	5.8
	不燃物類	%	3.1	2.0	3.2	3.2	3.1
	その他	%	0.6	0.2	0.2	0.4	0.3
	単位容積重量	kg/m ³	82.0	112.3	79.3	52.8	53.5
三成分	水分	%	33.5	40.7	40.5	36.1	34.8
	可燃物	%	58.1	7.4	50.7	56.8	52.4
	灰分	%	8.4	52.0	8.9	7.1	12.9
低位発熱量(計算値)		kJ/kg	10.000	8.825	8.475	9.950	8.900

資料: 組合資料

8. 処理経費の現状

組合における処理経費は、平成 27 年度には 4 億 4 千万円となり、1 人当たりの処理経費は約 26,000 円、1t 当たりの処理経費は約 58,000 円となっています。

図 3-13 ごみ処理経費

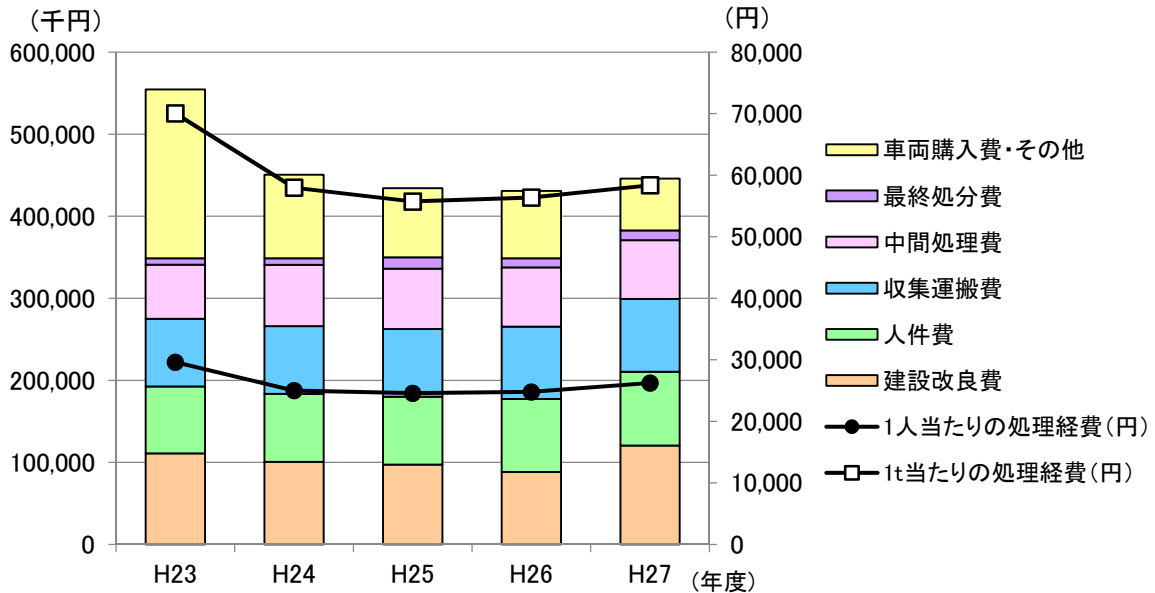


表 3-10 ごみ処理経費

(単位: 千円)

区分\年度	H23	H24	H25	H26	H27
建設改良費	110,995	100,632	97,230	88,279	120,528
人件費	81,403	82,811	82,710	88,964	89,868
収集運搬費	82,670	82,670	82,670	88,203	88,706
中間処理費	65,913	74,543	73,522	72,229	71,721
最終処分費	7,763	8,123	13,785	11,101	11,796
車両購入費・その他	205,734	101,776	84,273	82,146	63,226
合計	554,478	450,555	434,190	430,922	445,845
1人当たりの処理経費(円)	29,609	24,999	24,567	24,770	26,234
1t当たりの処理経費(円)	70,045	57,969	55,725	56,368	58,361

資料: 組合資料

9. ごみ処理の評価

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）を利用し、群馬県内の市町村35団体と構成町村を各項目でそれぞれ比較した結果を示します。

結果は指数で表示し、平均値の100より大きいほど良好な結果を示しています。

長野原町は、最終処分減量に要する費用は群馬県内の市町村の平均程度です。しかし、他の項目は群馬県内の市町村と比べ、悪くなっています。

嬬恋村は、最終処分減量に要する費用はよく、人口1人当たりの年間処理経費は群馬県内の市町村の平均程度です。しかし、他の項目は群馬県内の市町村と比べ、悪くなっています。

図 3-14 群馬県内と長野原町との比較結果

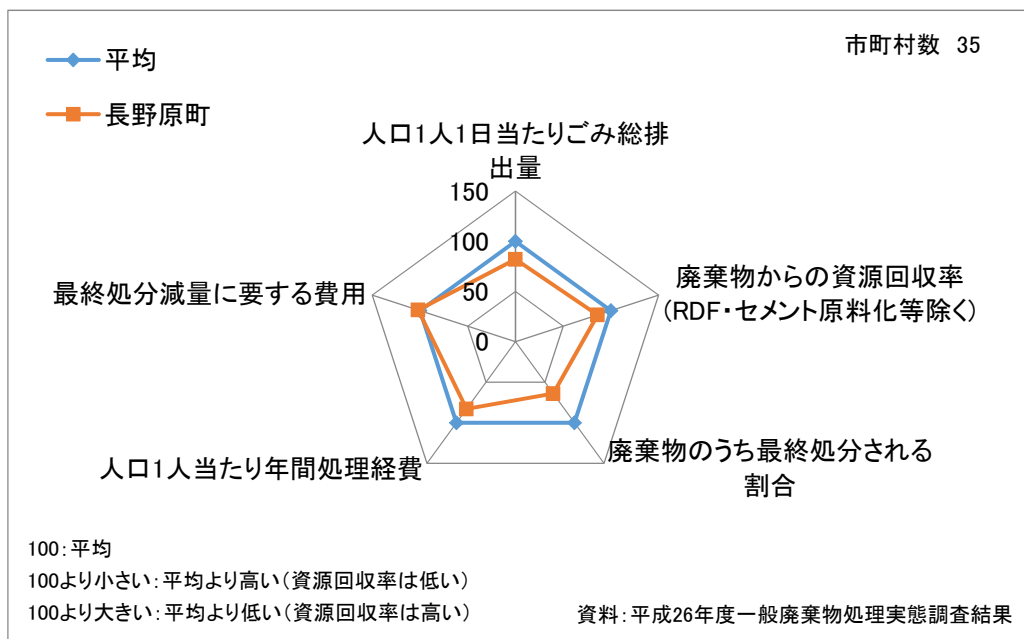


図 3-15 群馬県内と嬬恋村との比較結果

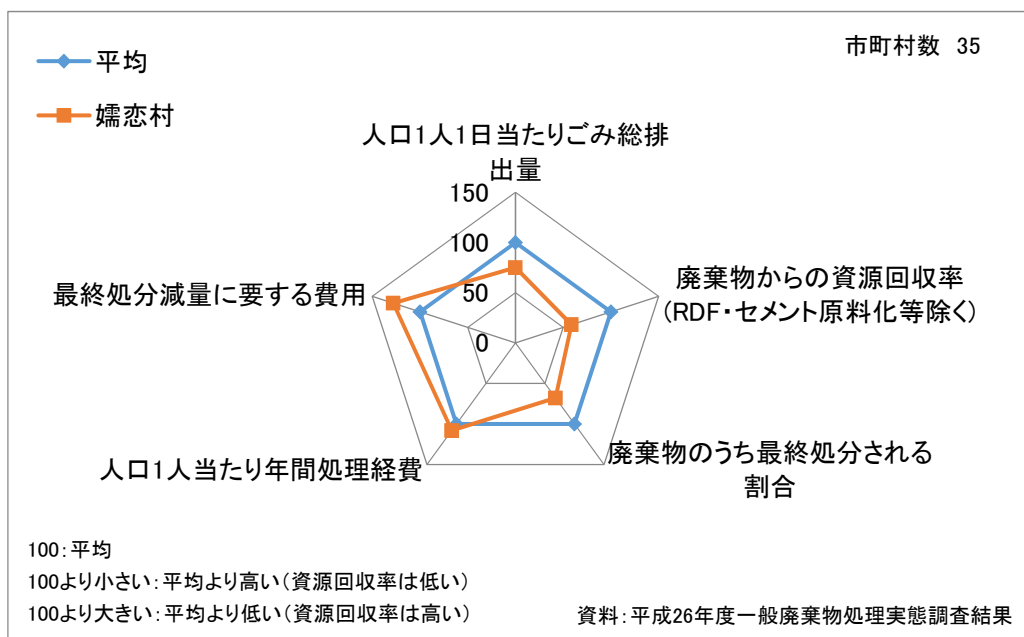


表 3-11 類似団体との比較結果（指数）

		人口 1人1日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資 源回収率(RDF・ セメント原料化 等除く)	廃棄物のうち 最終処分される 割合	人口1人当たり 年間処理経費	最終処分減量 に要する費用
長野原町実績		82	86	64	83	102
嬬恋村実績		75	59	68	108	128
群馬県	最大	45	50	42	29	42
	最小	173	197	463	532	572
	平均	100	100	100	100	100

資料：平成 26 年度一般廃棄物処理実態調査結果

10. ごみ処理の課題

1. 発生抑制に関する課題

構成町村のごみ排出量は、群馬県内の市町村の平均と比較して、高い傾向にあります。この原因は、事業系ごみや観光客によるごみと考えられます。循環型社会を形成するためにも、事業者や観光客へ適正な分別、処理を指導する必要があります。

また、平成 17 年度に家庭系ごみの有料化制度を開始していますが、家庭系ごみはこの 5 年間ではほとんど減少していません。他の自治体の例を調査研究し、発生抑制に効果的な施策の検討が必要です。

2. 資源化に関する課題

分別が進んでいるものの、雑がみなどは、まだ可燃ごみに含まれており、更なる分別の徹底が求められています。

容器包装プラスチックなどを分別していないこともあり、資源化率は 10%前後を推移しています。循環型社会を形成するためにも、住民、事業者と一体となって分別の徹底に取り組むとともに、新たな品目の検討が必要です。

3. 収集運搬に関する課題

収集運搬量は人口の減少に伴って減少することが想定され、ごみ収集量に応じた効率的な収集体制を構築していく必要があります。構成町村でも高齢化が進んでいます。超高齢社会を勘案し、高齢者など自らごみを排出できない方を対象に、決まった曜日に戸別訪問し、直接ごみを収集するなどの支援制度の検討が必要です。

4. 処理不適廃棄物に関する課題

分別が進んでいるものの、可燃ごみのなかには、資源ごみとして分別するものや不燃ごみなどが混入しています。不適物の混入は、可燃ごみの収集や処理を進める上でも支障をきたすため、分別ルールの周知が必要です。

また、家電リサイクル法で定められている特定家庭用機器や、消火器、バッテリーなど組合で適正な処理ができないごみに関しては、排出方法を周知する必要があります。

5. 中間処理に関する課題

焼却施設は稼動後 25 年経過しています。機能維持のため、より一層の適正な維持管理が求められているとともに、新施設の整備が求められます。

また、効率的な処理体制の確保が求められます。

6. 最終処分に関する課題

最終処分量は近年横ばい傾向にあります。循環型社会を形成するためにも、最終処分量を削減する必要があります。

7. 災害廃棄物に関する課題

巨大な災害により膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性があります。これらは安全にかつ迅速に処理する必要がありますが、その際にも資源化を重視した処理が必要です。

また、災害によって生じたがれきの一時保管場所である仮置場の配置計画、仮置場における分別計画、さらに、広域的な処理・処分計画を作成し、震災時の応急体制を確保する必要があります。

さらに、災害対策に関する協定や相互応援に関する協定などを締結し、広域的な相互応援体制を構築することが必要です。

第2節 基本方針

循環型社会の実現のためには、ごみの発生を抑え、資源化を継続していく必要があります。また、住民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、住民・事業者・行政が協働して、ごみの発生から処分までの各段階における取り組みの徹底と新たな施策への取り組みが求められています。

そこで、廃棄物をめぐる社会状況の変化等を十分に考慮して、組合の一般廃棄物処理の基本方針を以下のとおりとします。

基本方針Ⅰ：2R（リデュース、リユース）を優先としたごみを出さないライフスタイルの確立

住民・事業者一人ひとりが環境意識を持ち、第一に、ごみにしない、ごみを出さない『ごみの発生抑制（リデュース）』、不要となったものをできる限り繰り返し使う『再使用（リユース）』を重点的に推進し、ごみを出さないライフスタイルの確立を進めます。

- ごみを出さないライフスタイルについて広く知識を共有するため環境学習や環境啓発を推進します。
- ごみを出さないライフスタイルを推進するため、有料指定袋の価格や処理手数料を見直します。

基本方針Ⅱ：資源ごみの回収量の向上

家庭系資源ごみは横ばい傾向を示しています。今後は資源回収を強化し、資源ごみの回収量を向上させる必要があります。

- 環境啓発により資源回収量の向上に努めます。
- 容器包装プラスチックなど新たな資源品目の追加を検討します。

基本方針Ⅲ：環境と人にやさしいごみ処理の推進

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分においては、発生する環境負荷をできる限り軽減するとともに、ごみ処理に関する住民サービスの充実や環境美化を推進し、住民が参加しやすい、取り組みやすい仕組みを構築します。

また、大規模災害時等において、災害廃棄物処理を迅速かつ円滑に行うため、広域的な廃棄物処理の連携・協力体制の構築を図ります。

- 住人が参加しやすく、取り組みやすい仕組みを構築します。
- 環境負荷が少ない、循環利用可能な処理体制を構築します。
- 広域的な災害廃棄物の処理体制を構築します。

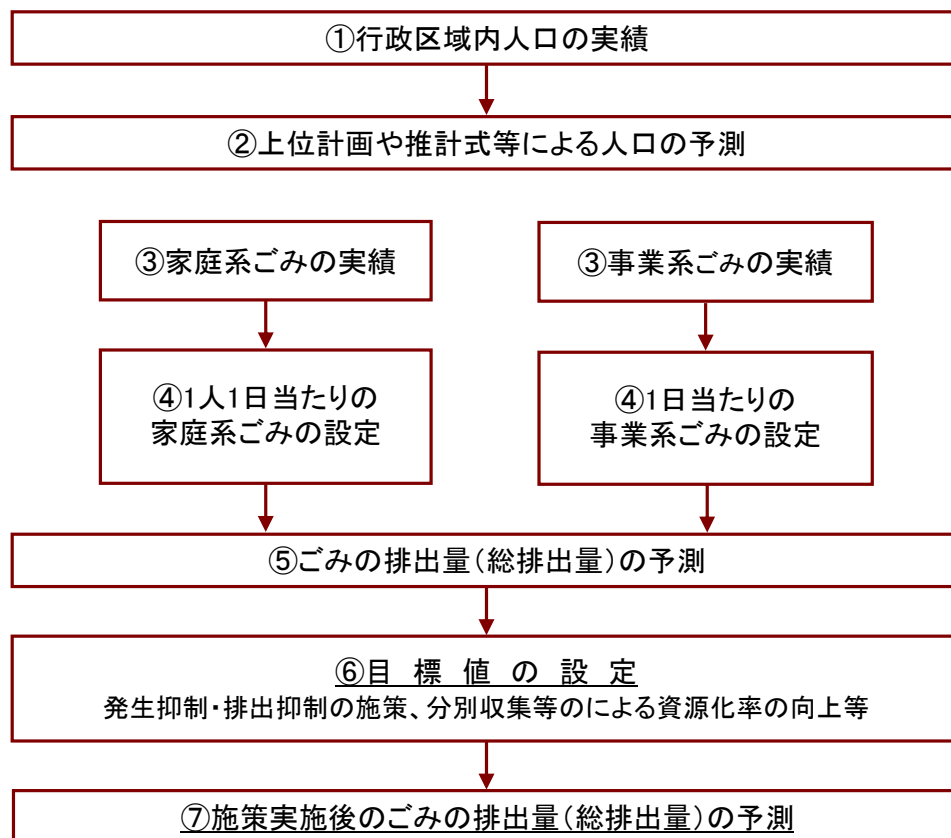
第3節 ごみ排出量及び処理量の見込み

ごみ排出量の予測フローを以下に示します。

国・県の基本方針（減量目標）との整合を図りながら、社会状況や地域性を踏まえ、実施する取り組み効果を考慮して、最適な数値目標を設定します。

なお、中之条町六合区域（旧六合村）のごみを委託処理していることから、当該区域のごみ排出量についても予測することとします。

図 3-16 排出量の予測フロー



- ① 行政区域内人口の実績を整理します。
- ② 上位計画（総合計画など）により、将来の人口を予測します。
- ③ 家庭系ごみ量、事業系ごみ量の過去5年間の実績を整理します。
- ④ ③の傾向を踏まえ、将来の1人1日当たりの家庭系ごみ量、1日当たりの事業系ごみ量を予測式などを用いて設定します。
- ⑤ 設定した1人1日当たりの家庭系ごみ量に②将来の人口を乗じて年間排出量を算出します。事業系ごみ量は、設定した1日当たりの事業系ごみ量から年間排出量を算出します。
- ⑥ 目標値を設定します。国や県の目標を踏まえ、ごみの発生を抑える施策（リデュース）、ごみとしない再使用・再生利用する施策（リユース・リサイクル）など、既存の施策と新たな施策を検討し、削減量を決めます。
- ⑦ 施策の実施あるいは目標値の設定に合わせて、ごみの排出量、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量を算出します。

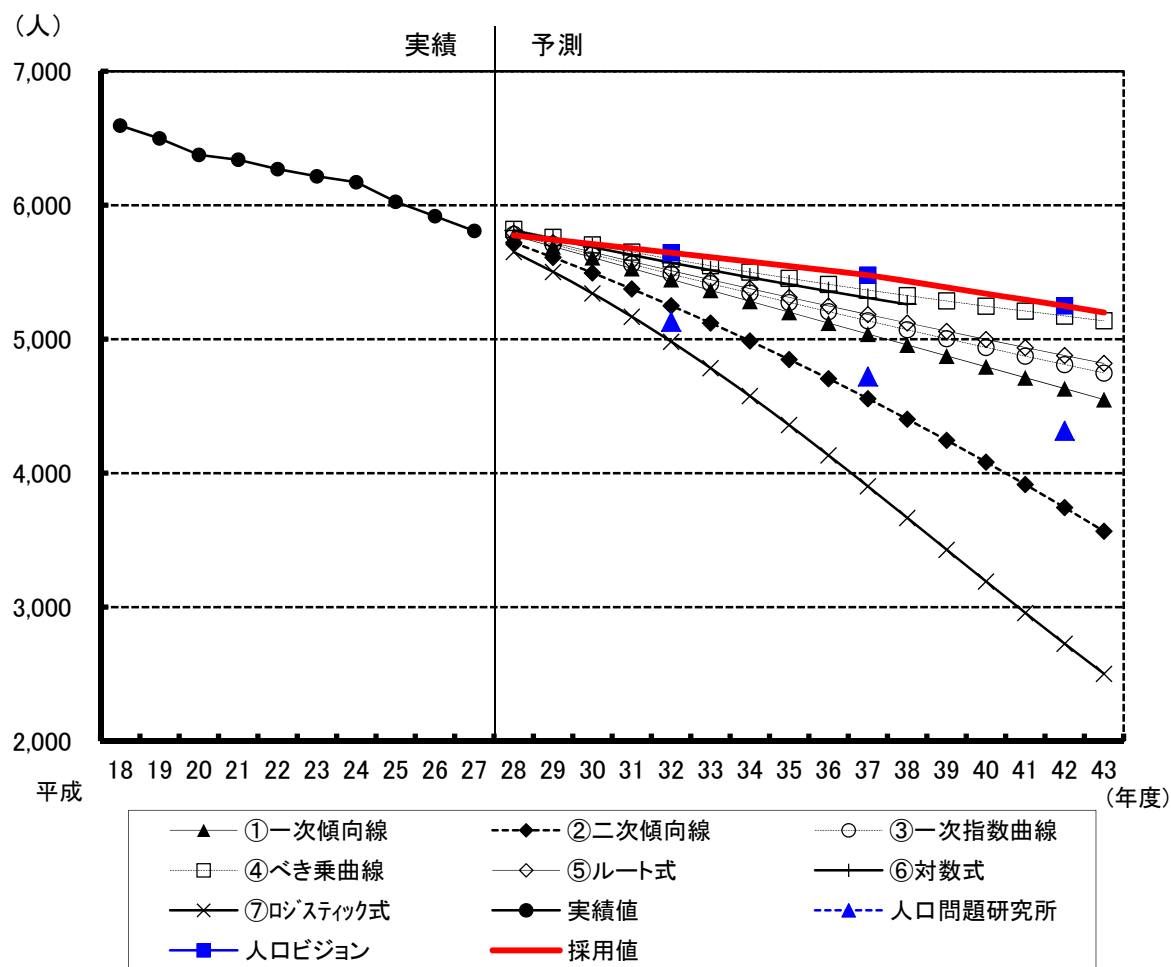
1. 行政区域内人口の予測

1) 長野原町

人口実績は減少しているため、予測式は減少傾向を示しましたが、人口の現状と将来の展望を提示する「長野原町人口ビジョン」（平成27年3月）を策定していることを踏まえ、この「長野原町人口ビジョン」における「人口の将来展望」を将来人口とします。

将来人口は、平成33年度に5,613人、平成43年度に5,200人と見込まれます。

図 3-17 長野原町の人口の予測

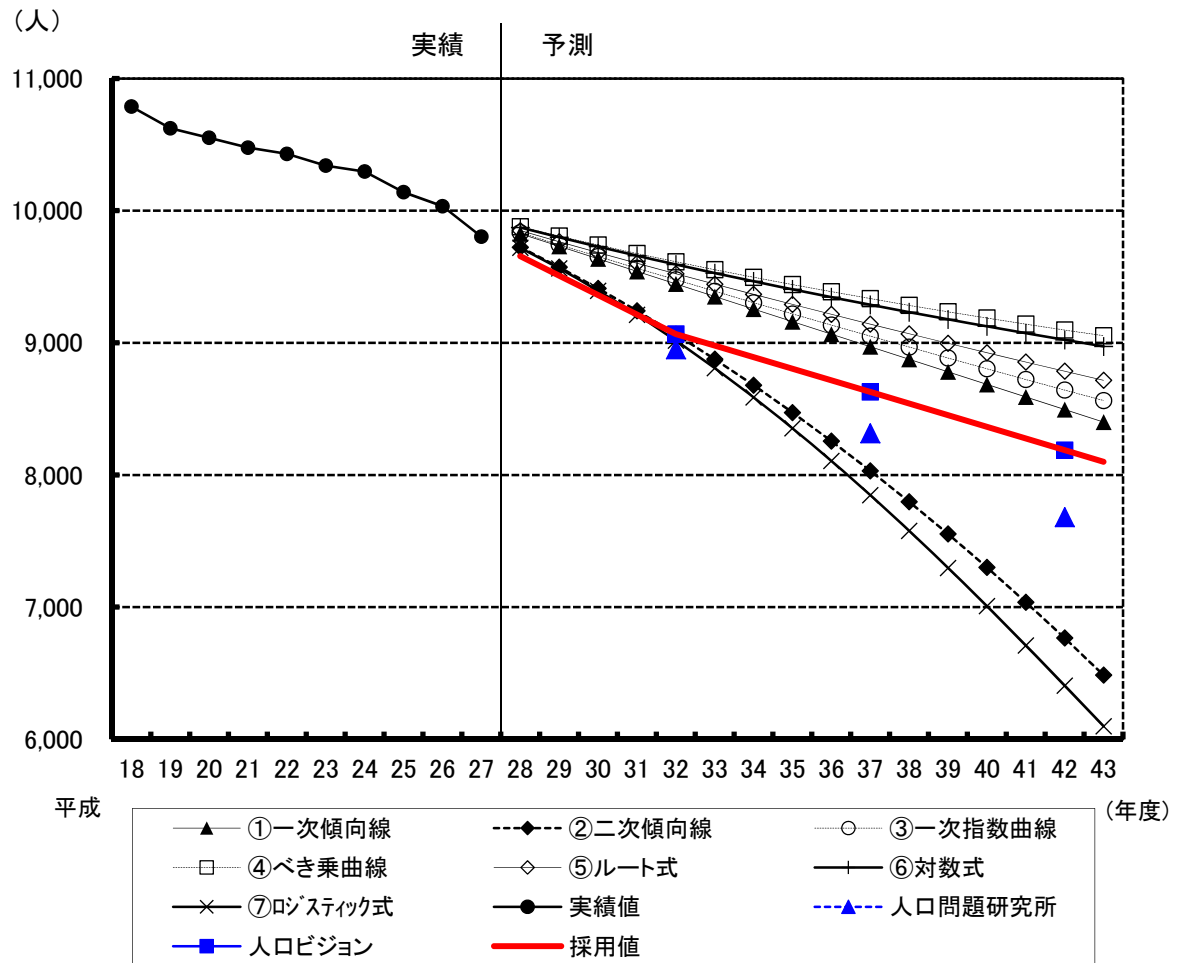


2) 婦恋村

人口実績は減少しているため、予測式は減少傾向を示しましたが、人口の現状と将来の展望を提示する「婦恋村人口ビジョン」（平成28年2月）を策定していることを踏まえ、この「婦恋村人口ビジョン」における「人口の将来展望」を将来人口とします。

将来人口は、平成 33 年度に 8,979 人、平成 43 年度に 8,100 人と見込まれます。

図 3-18 婦恋村の人口の予測



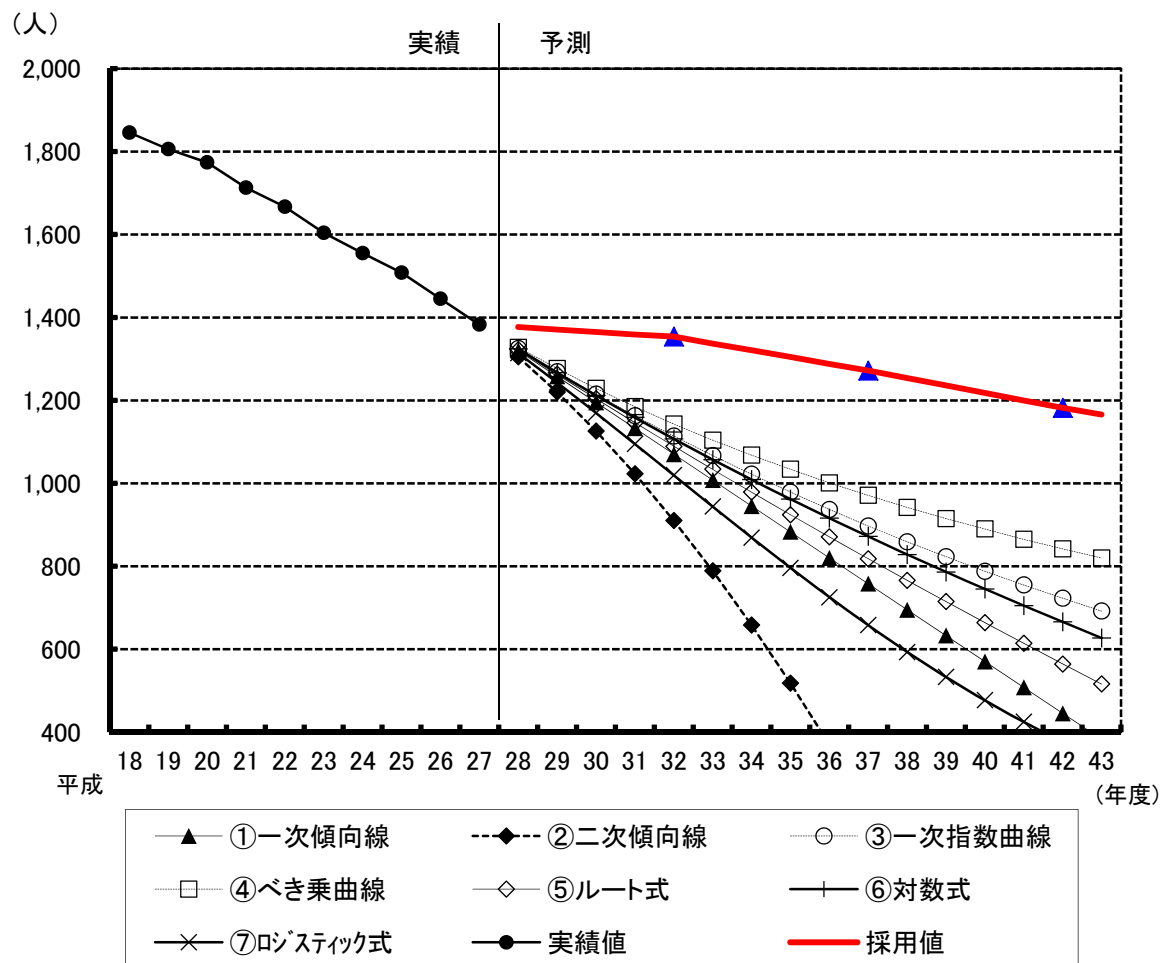
3) 中之条町六合区域

六合区域の将来人口は、中之条町の人口を予測し、六合区域の人口割合から算出します。

中之条町の人口実績は減少しているため、予測式は減少傾向を示しましたが、人口の現状と将来の展望を提示する「中之条町人口ビジョン・総合戦略」（平成27年10月）を策定していることを踏まえ、この「中之条町人口ビジョン・総合戦略」における「目標人口」を将来人口とします。

平成27年度の六合区域の実績割合より、将来人口は、平成33年度に1,337人、平成43年度に1,166人と見込まれます。

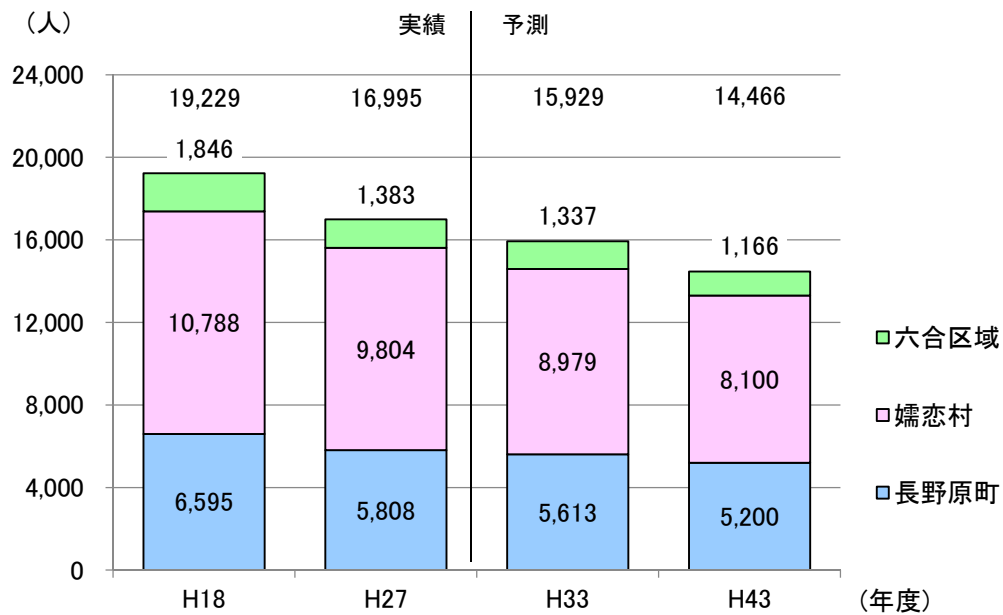
図 3-19 中之条町（六合区域）の人口の予測



4) 圏域

各町村の予測より、圏域の将来人口は、平成33年度に15,929人、平成43年度に14,466人と見込まれます。

図 3-20 圏域内の人口の予測結果



2. ごみ排出量の見込み

1) 長野原町のトレンド予測結果

家庭系可燃ごみは1人1日当たりの排出量は増加傾向ですが、平成25年度以降若干増加率が落ちていきます。そのため、減少傾向の二次傾向線を除き、6式で増加率が最も低く、相関係数の高いロジスティック式を現状の傾向が推移した場合とします。

家庭系不燃ごみ・粗大ごみの1人1日当たりの排出量は増加傾向であり、最近になって増加傾向は強まっています。しかしながら、5年間の傾向を鑑みると、平成23年度から平成24年度、平成25年度から平成26年度は緩やかな増加傾向のため、全ての式の中央に位置する対数式を現状の傾向が推移した場合とします。

資源ごみの1人1日当たりの排出量は増減を繰り返しており、今後の予測が難しいことから、平成27年度実績を現状の傾向が推移した場合とします。

事業系ごみは平成23年度から増加していますが、近年の横ばい傾向のため、横ばい傾向で相関係数が高いロジスティック式を現状の傾向が推移した場合とします。

図 3-21 家庭系可燃ごみの予測

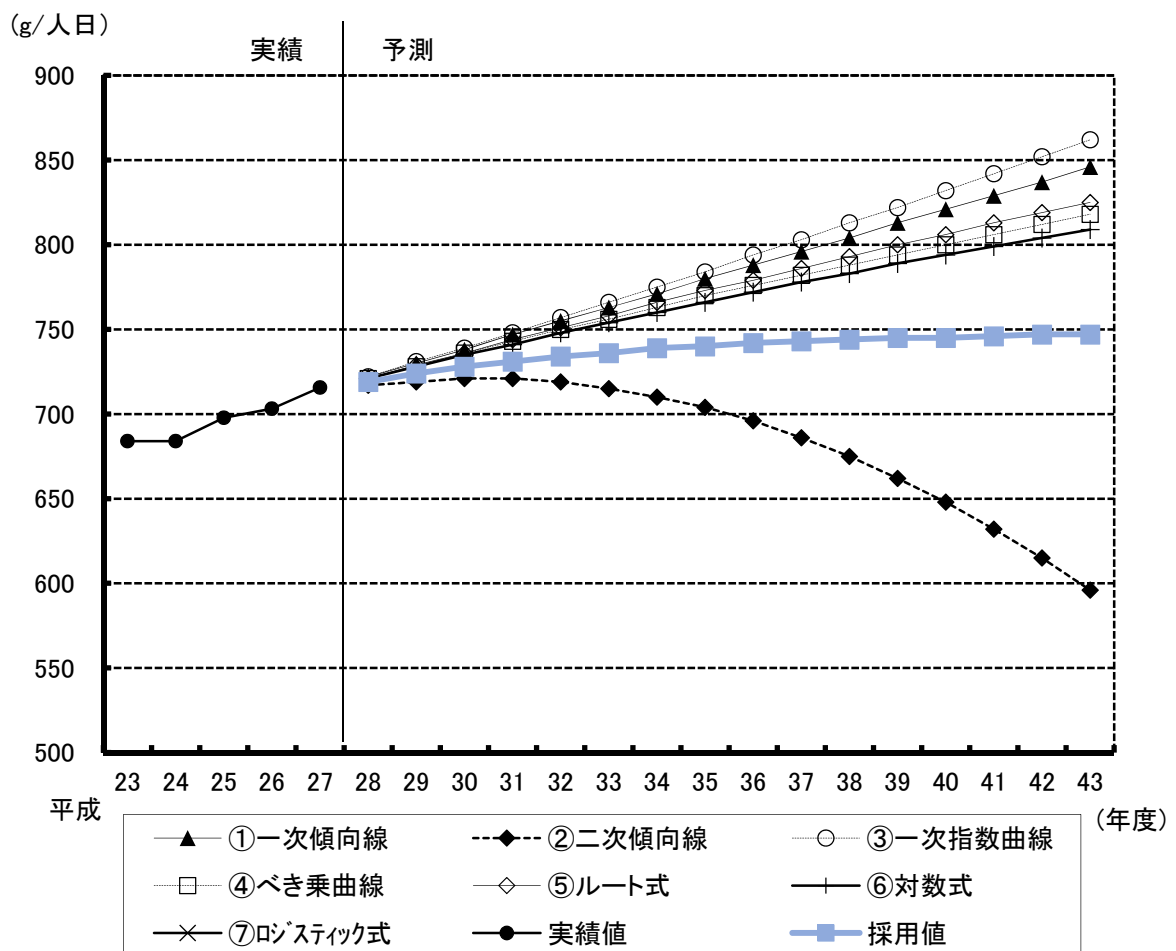


図 3-22 家庭系不燃・粗大ごみの予測

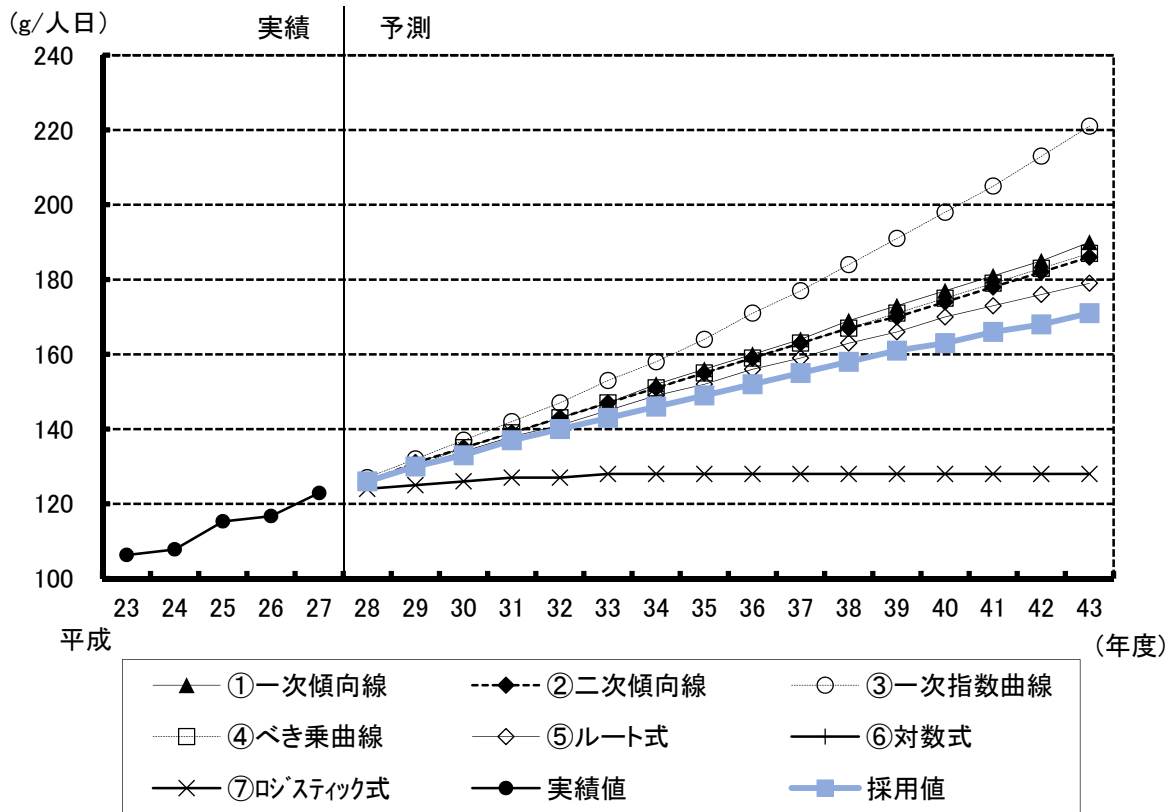


図 3-23 資源ごみの予測

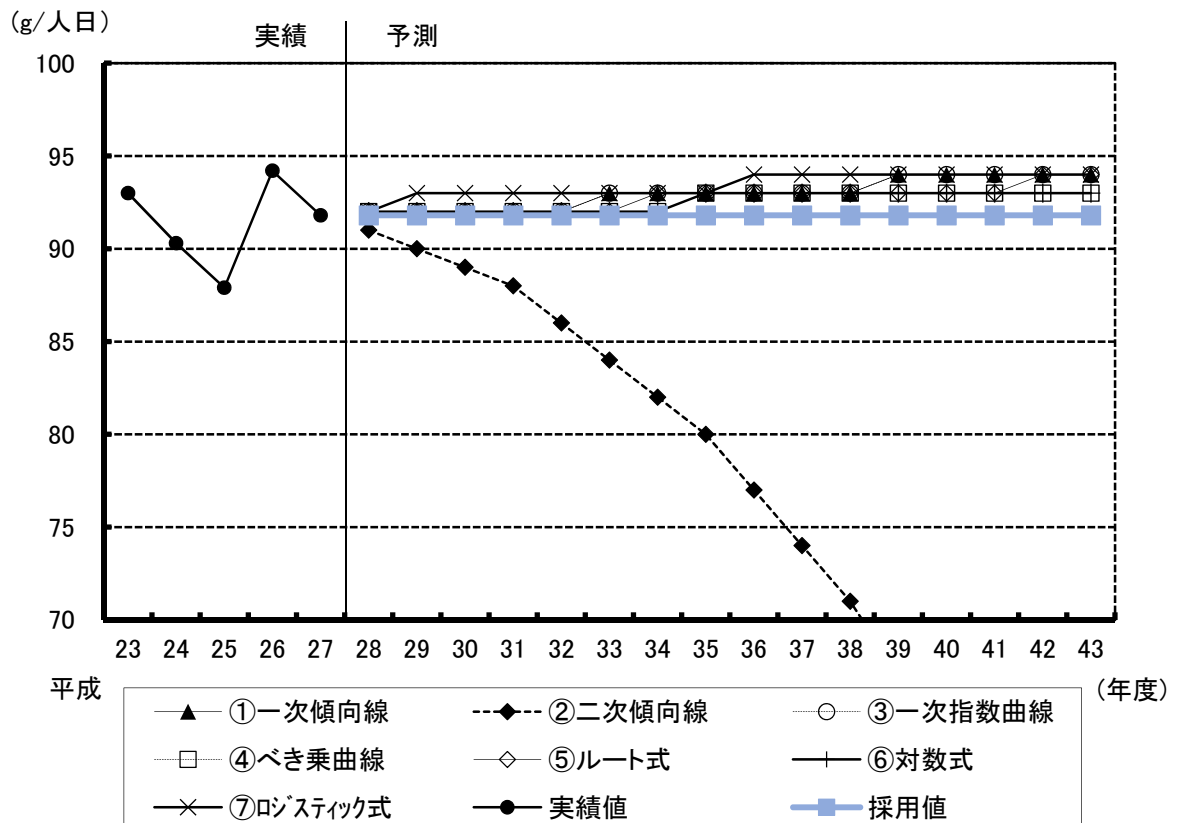
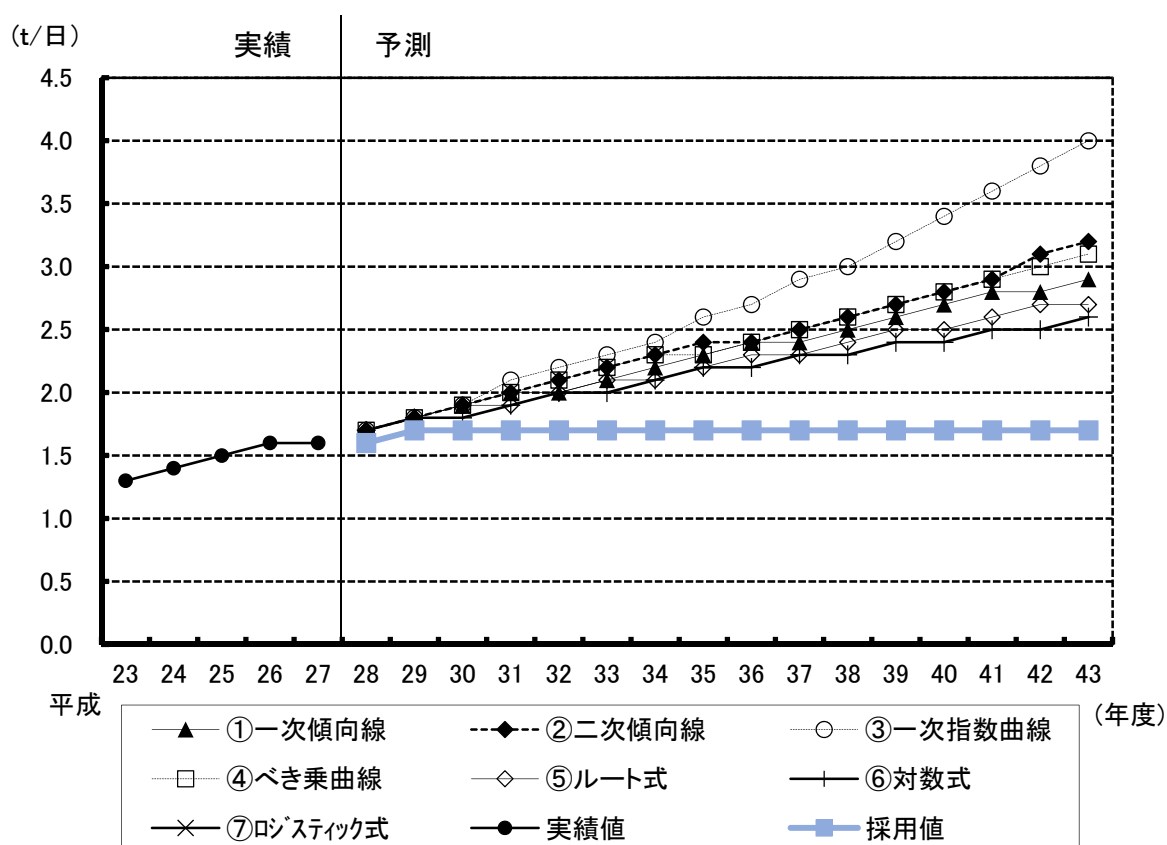


図 3-24 事業系ごみの予測



2) 婦恋村のトレンド予測結果

家庭系可燃ごみの1人1日当たりの排出量は平成24年度以降ほぼ横ばいですが、平成27年度に増加しています。そのため、5年間の傾向を鑑み、増加率が最も低く、相関係数が高いロジスティック式を現状の傾向が推移した場合とします。

家庭系不燃ごみ・粗大ごみの1人1日当たりの排出量は平成23年度から平成25年度にかけて増加し、平成26年度に横ばいとなりましたが、平成27年度に再び増加となりました。この影響で、一次指数曲線など大きく増加しているものもありますが、5年間の傾向を鑑み、全ての式の中央に位置する対数式を現状の傾向が推移した場合とします。

資源ごみの1人1日当たりの排出量は横ばい傾向にあるため、平成27年度実績を現状の傾向が推移した場合とします。

事業系ごみは平成23年度から25年度にかけて増加し、平成26年度から減少に転じています。近年の減少傾向が緩やかなこと、相関係数が高くないことから、平成27年度実績を現状の傾向が推移した場合とします。

図 3-25 家庭系可燃ごみの予測

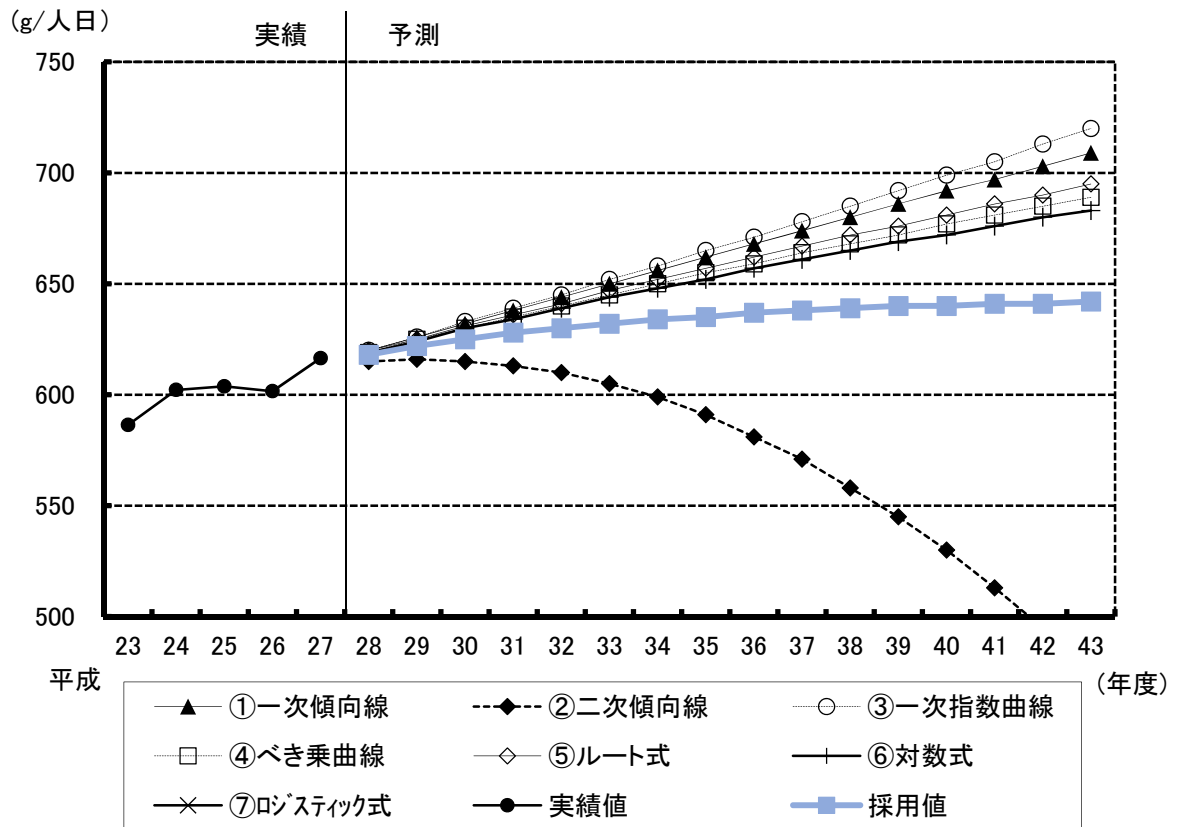


図 3-26 家庭系不燃・粗大ごみの予測

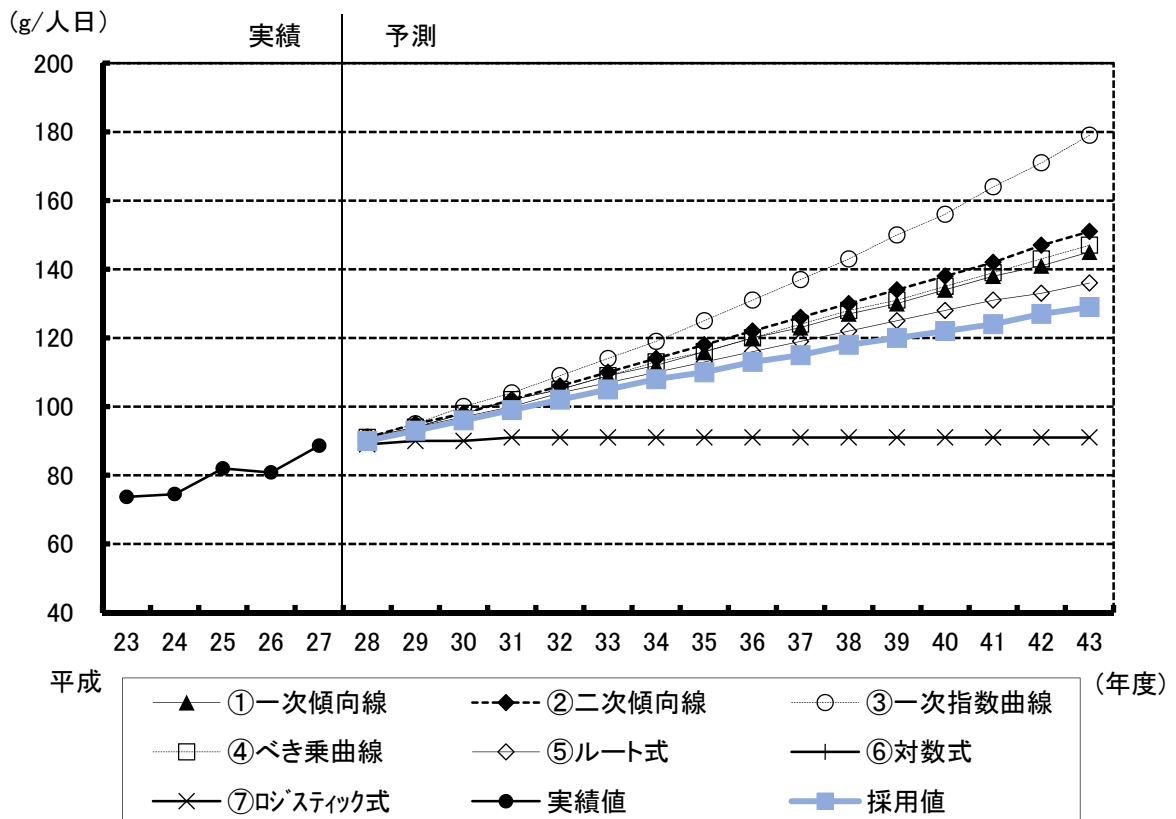


図 3-27 資源ごみの予測

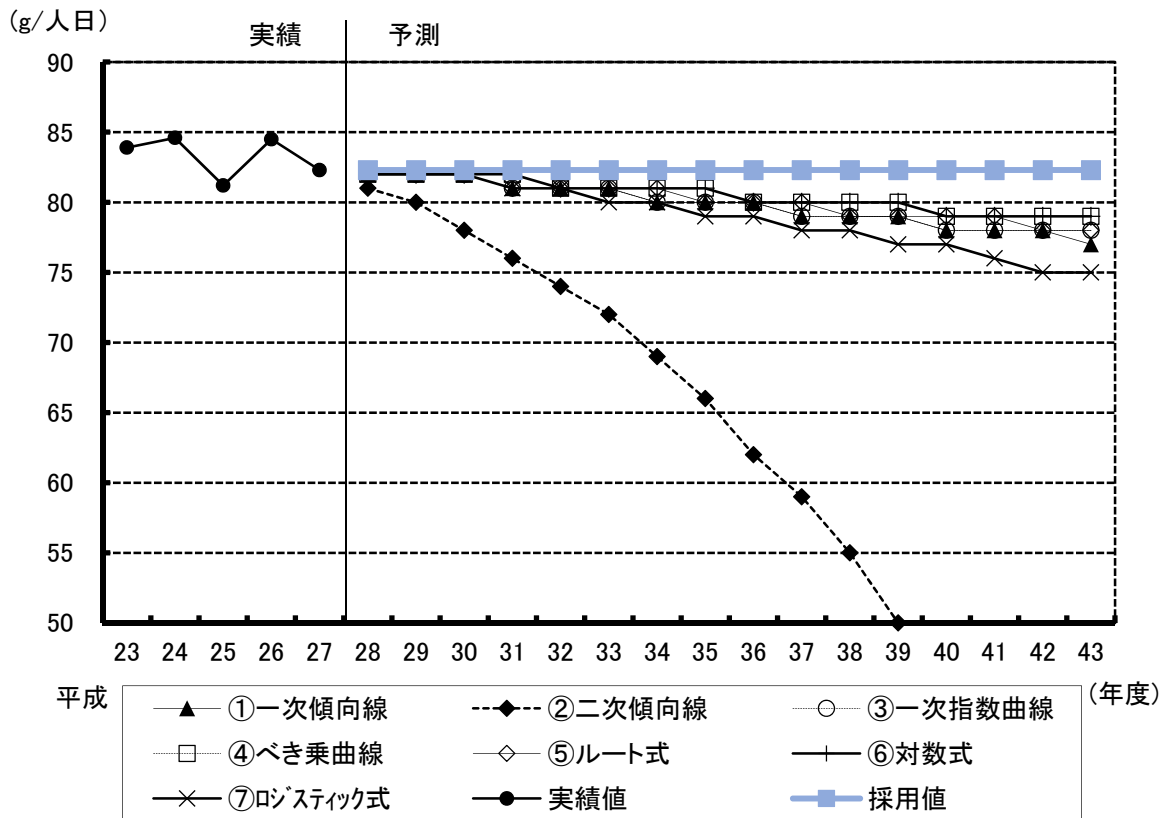
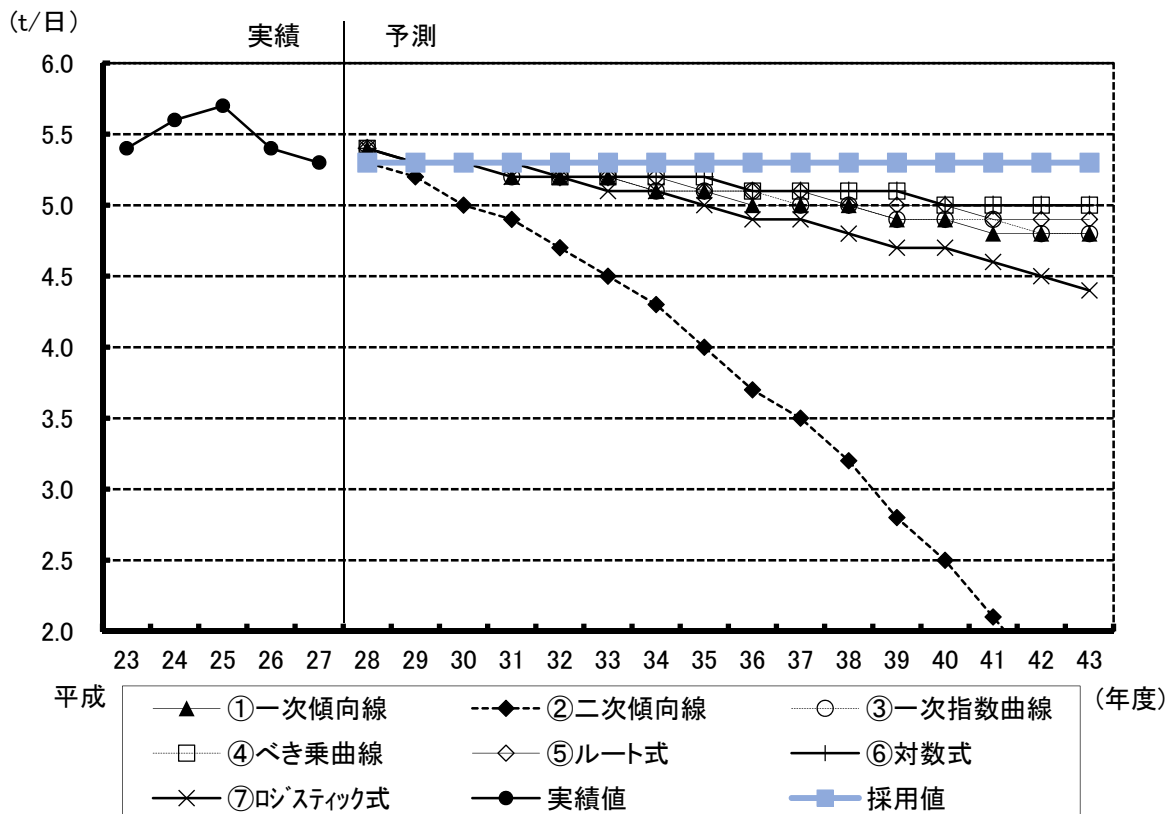


図 3-28 事業系ごみの予測



3) 六合区域のトレンド予測結果

家庭系可燃ごみの1人1日当たりの排出量は近年増加傾向ですが、平成25年度までは増減を繰り返しています。そのため、5年間の傾向を鑑み、増加率が最も低く、相関係数が比較的高いロジスティック式を現状の傾向が推移した場合とします。

家庭系不燃ごみ・粗大ごみの1人1日当たりの排出量は増減を繰り返しており、今後の予測が難しいことから、平成27年度実績を現状の傾向が推移した場合とします。

資源ごみの1人1日当たりの排出量は、過去5年間は増減があるものの増加傾向となっています。そのため、ロジスティック式を除く6式が増加傾向を示しましたが、平成26年度から平成27年度にかけて減少しているため、今後大きく増加しないと考え、一番低い値をとる対数式を現状の傾向が推移した場合とします。

事業系ごみは平成24年度以降横ばいのため、平成27年度実績を現状の傾向が推移した場合とします。

図 3-29 家庭系可燃ごみの予測

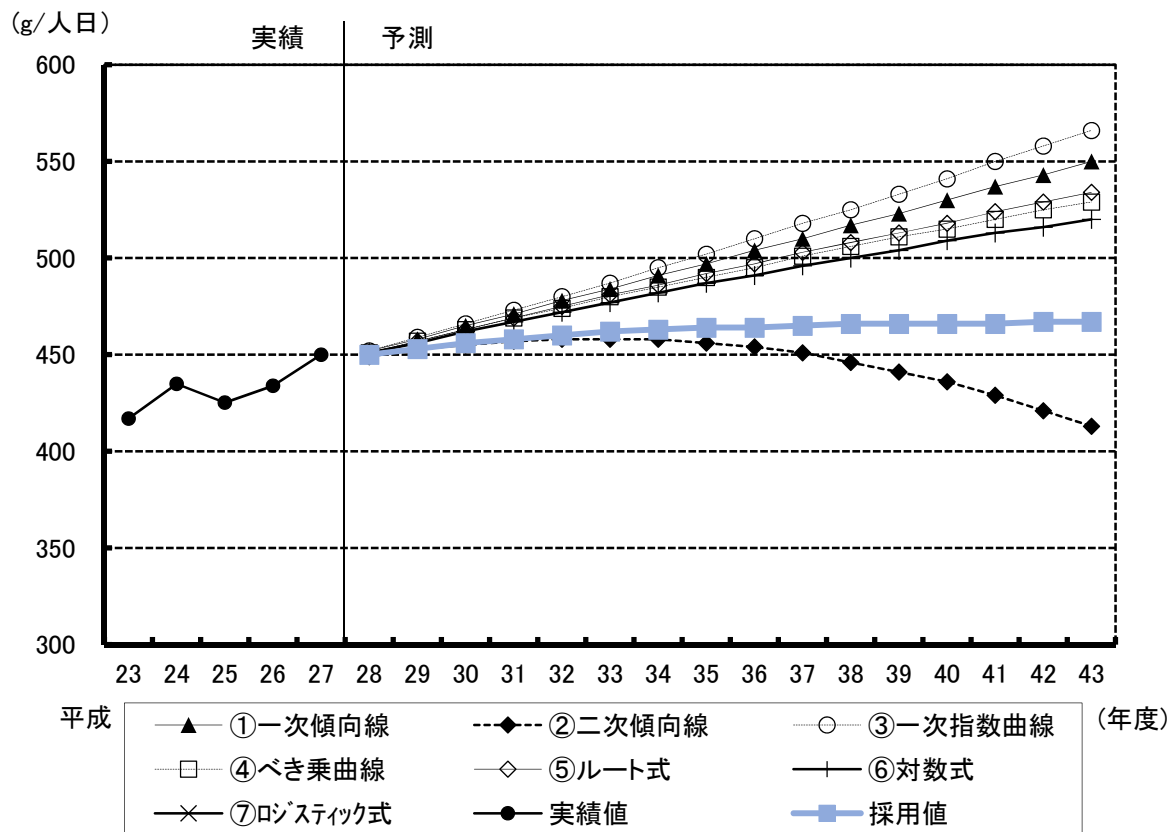


図 3-30 家庭系不燃・粗大ごみの予測

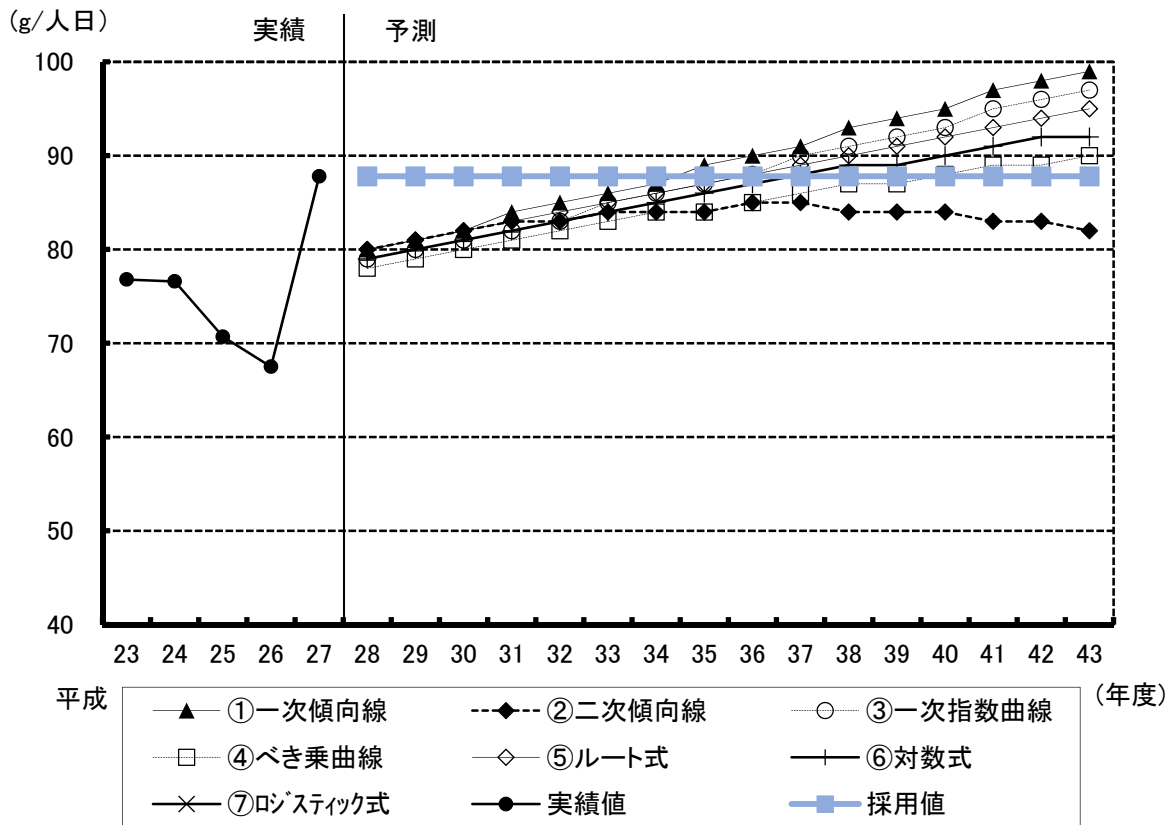


図 3-31 資源ごみの予測

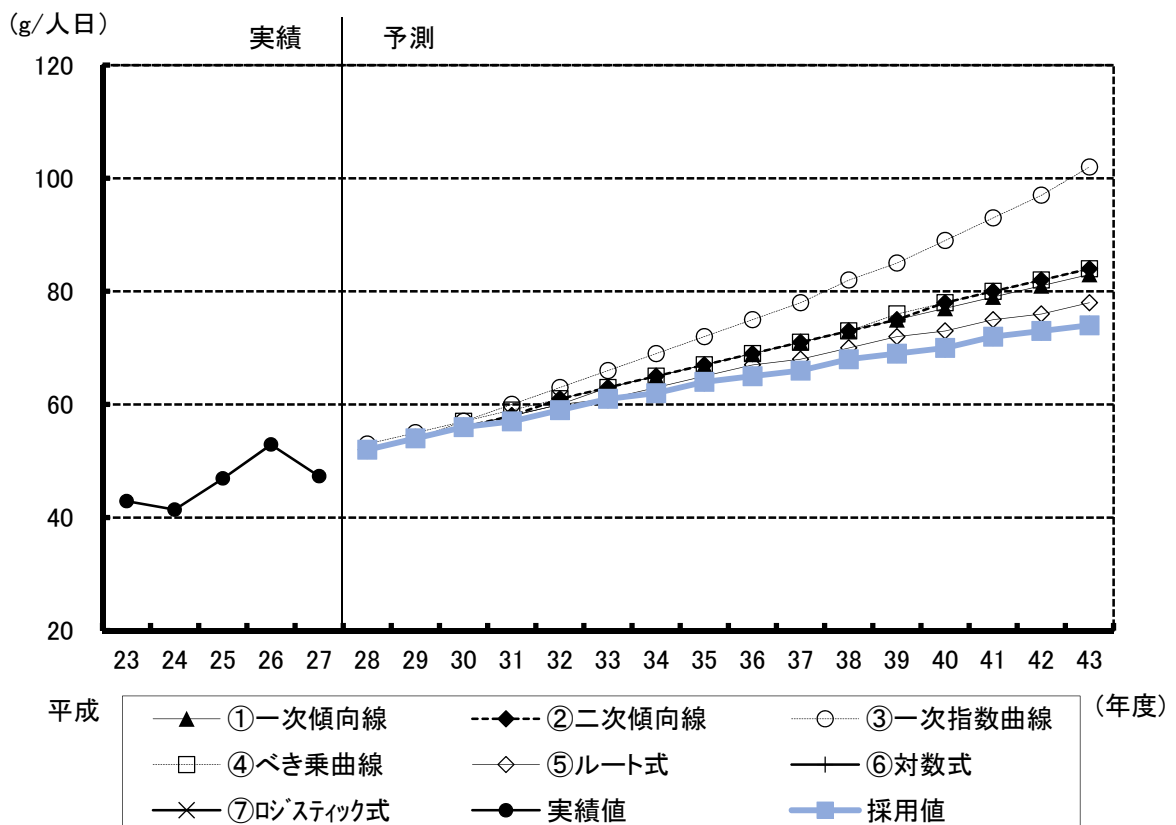
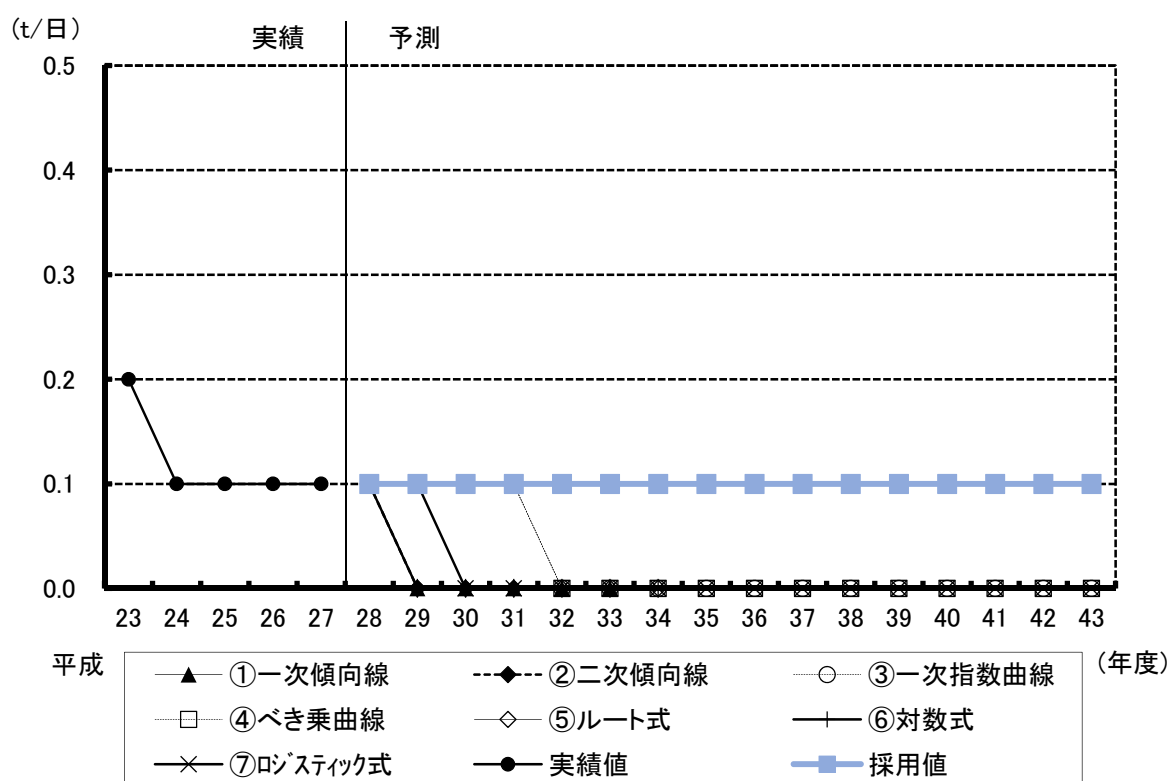


図 3-32 事業系ごみの予測



4) ごみ排出量の見込み

トレンド予測結果を反映させたごみ排出量の見込みは以下のとおりです。人口減少とともに排出量は減少する見込みです。ただし、表3-12に示すように原単位は増加傾向であるため、発生抑制に関する対策を施す必要があります。

図 3-33 ごみ排出量の見込み

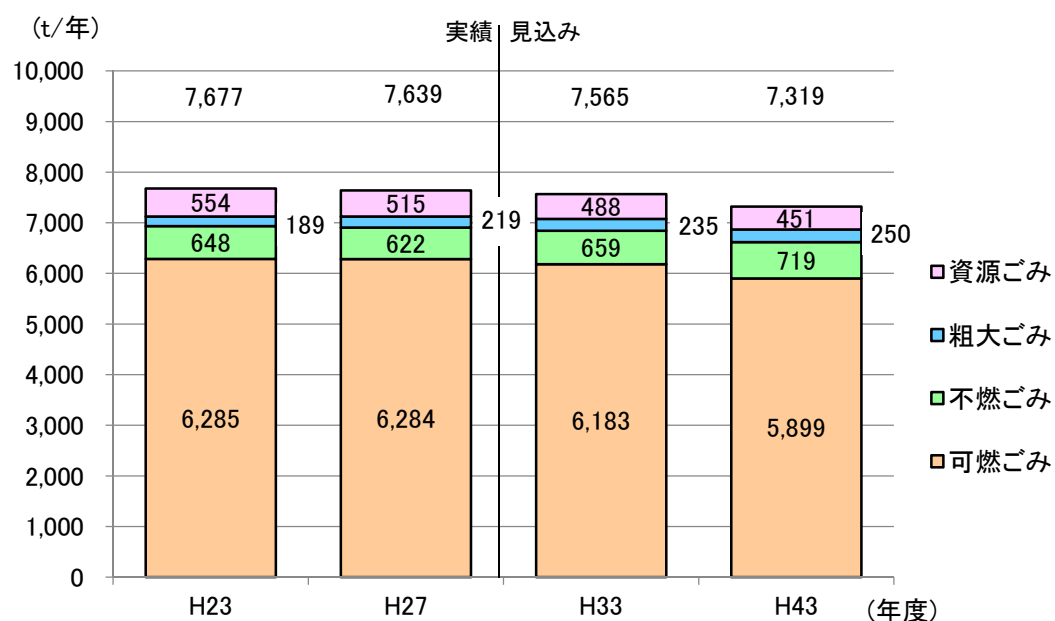


表 3-12 ごみ排出量及び処理量の見込み

(単位:t/年)

区分\年度		H23	H27	H33	H43	
		実績		見込み		
人口	長野原町	6,216	5,808	5,613	5,200	
	嬭 恋 村	10,341	9,804	8,979	8,100	
	六合区域	1,604	1,383	1,337	1,166	
	合 計	18,161	16,995	15,929	14,466	
搬入総合計	長野原町	2,497	2,558	2,610	2,544	
	家庭系	2,010	1,978	1,989	1,922	
	事業系	487	580	621	622	
	嬭 恋 村	4,809	4,749	4,620	4,469	
	家庭系	2,816	2,825	2,685	2,529	
	事業系	1,993	1,924	1,935	1,940	
	六合区域	371	332	335	306	
	家庭系	315	296	298	269	
	事業系	56	36	37	37	
	合 計	7,677	7,639	7,565	7,319	
可燃ごみ	長野原町	1,966	2,049	2,083	1,988	
	家庭系	1,556	1,521	1,508	1,422	
	事業系	410	528	575	566	
	嬭 恋 村	4,025	3,975	3,843	3,680	
	家庭系	2,220	2,212	2,071	1,903	
	事業系	1,805	1,763	1,772	1,777	
	六合区域	294	259	257	231	
	家庭系	245	228	225	199	
	事業系	49	32	32	32	
合 計	6,285	6,284	6,183	5,899		
不燃ごみ	長野原町	231	238	255	290	
	家庭系	193	202	226	251	
	事業系	38	37	29	39	
	嬭 恋 村	379	355	375	403	
	家庭系	218	232	251	279	
	事業系	161	123	124	124	
	六合区域	39	29	29	26	
	家庭系	34	27	26	23	
	事業系	5	3	3	3	
合 計	648	622	659	719		
粗大ごみ	長野原町	88	75	84	91	
	家庭系	49	60	67	74	
	事業系	39	16	17	17	
	嬭 恋 村	88	124	132	142	
	家庭系	60	86	93	103	
	事業系	27	38	39	39	
	六合区域	13	20	19	17	
	家庭系	11	18	17	15	
	事業系	3	2	2	2	
合 計	189	219	235	250		
資源ごみ	長野原町	212	195	188	175	
	嬭 恋 村	317	295	270	244	
	六合区域	25	24	30	32	
	合 計	554	515	488	451	
	古紙類	長野原町	208	185	178	166
		嬭 恋 村	314	281	257	232
		六合区域	24	21	26	28
		合 計	547	488	461	426
	生ビン	長野原町	3	2	2	2
		嬭 恋 村	3	3	3	3
		六合区域	1	0	1	1
		合 計	7	6	6	6
	ペットボトル	長野原町	—	8	8	7
		嬭 恋 村	—	11	10	9
		六合区域	—	2	3	3
		合 計	—	21	21	19
汚泥	長野原町	25	0	0	0	
	嬭 恋 村	41	0	0	0	
	六合区域	0	0	0	0	
	合 計	66	0	0	0	

(単位:t/年)

区分\年度		H23	H27	H33	H43
		実績		見込み	
1人1日当たり(g/人・日) 排出量	長野原町	1,098	1,203	1,274	1,337
	孺恋村	1,271	1,324	1,410	1,507
	六合区域	632	657	686	717
	合 計	1,155	1,228	1,301	1,382
1人1日当たり(g/人・日) 家庭系可燃ごみ	長野原町	684	716	736	747
	孺恋村	586	617	632	642
	六合区域	417	450	462	467
	合 計	605	637	654	666
1人1日当たり(g/人・日) 家庭系不燃・粗大ごみ	長野原町	106	123	143	171
	孺恋村	74	89	105	129
	六合区域	77	88	88	88
	合 計	85	100	117	141
1人1日当たり(g/人・日) 資源ごみ	長野原町	93	92	92	92
	孺恋村	84	82	82	82
	六合区域	43	47	61	74
	合 計	83	83	84	85
1日当たり(t/日) 事業系ごみ	長野原町	1.3	1.6	1.7	1.7
	孺恋村	5.4	5.3	5.3	5.3
	六合区域	0.2	0.1	0.1	0.1
	合 計	6.9	6.9	7.1	7.1
資源化量	アルミプレス	50	48	51	55
	鉄プレス	172	131	138	151
	雑線	3	3	4	4
	不適物	12	15	16	17
	モーター	1	1	1	1
	真ちゅう	0	1	1	1
	合 計	239	198	211	229
	段ボール	160	176	169	156
	雑誌	212	171	164	151
	新聞紙	163	133	127	118
	牛乳パック	2	2	1	1
	合 計	537	481	461	426
	生きビン	6	5	6	6
	ペットボトル	—	20	21	19
	合 計	6	25	27	25
中間処理・最終処分	可燃ごみ	6,515	6,582	6,287	6,010
	不燃中可燃(焼却)	116	116	123	134
	焼却処理合計	6,631	6,698	6,410	6,144
	焼却残渣	741	776	744	713
	破碎残渣	369	370	393	427
	汚泥	7	6	0	0
	最終処分量合計	1,117	1,152	1,137	1,140

3. 国及び県の目標値との比較

平成27年度において、国や県の目標値と実績を比較すると、いずれの目標も達成していません。また、現状の傾向が推移した場合の見込みを比較しても達成は難しい状況です。

表3-13 国や県の目標値との比較

		廃棄物処理法 に基づく 基本方針 ※1	群馬県循環型 社会づくり 推進計画 (H28年3月) ※2	実績値	見込み	備考	
		H32年度	H31年度	H27年度	H33年度	H24年度	H25年度
総排出量(集団回収含む)(構成町村)	t/年	6,520		7,307	7,230	7,409	7,451
1人1日当たりの排出量 (集団回収含む)	g/人日		1,099	1,279	1,357		1,263
長野原町1人1日当たりの排出量 (集団回収含む)	g/人日		1,008	1,203	1,274		1,158
嬬恋村1人1日当たりの排出量 (集団回収含む)	g/人日		1,153	1,324	1,410		1,325
家庭系ごみ(構成町村)	t/年			4,803	4,674		4,820
1人1日当たりの家庭系ごみ	g/人日		703	841	878		817
長野原町1人1日当たりの家庭系ごみ	g/人日		775	930	971		901
嬬恋村1人1日当たりの家庭系ごみ	g/人日		660	787	819		767
1人1日当たりの家庭系可燃ごみ	g/人日		511	653	672		639
長野原町1人1日当たりの家庭系可燃ごみ	g/人日		558	716	736		698
嬬恋村1人1日当たりの家庭系可燃ごみ	g/人日		483	617	632		604
1人1日当たりの家庭系ごみ(資源除く)	g/人日	500		755	792		
事業系ごみ(構成町村)	t/年			2,504	2,556		2,631
1人1日当たりの事業系ごみ	g/人日		384	438	479		446
資源化率	%	27.0	25.0	9.2	9.2	9.7	9.3
最終処分量	t/年	979	1,039	1,152	1,137	1,138	1,167

□は未達成

※1におけるごみ排出量

※1における最終処分量

※2における1人1日当たりのごみ排出量

※2における1人1日当たりの家庭系ごみ

※2における1人1日当たりの家庭系可燃ごみ

※2における1人1日当たりの事業系ごみ

※2における最終処分量

=H24年度の12%減

=H24年度の14%減

=H25年度の約13%減

=H25年度の約14%減

=H25年度の約20%減

=H25年度の約14%減

=H25年度の約11%減

【参考】第二次群馬県循環型社会づくり推進計画における一般廃棄物の減量化の目標値

指標		前計画目標 (平成 27 年度)	現状 (平成 25 年度)	今計画目標 (平成 31 年度)	参考 (国の「第三次循環型社会形成 推進基本計画」)	
					平成 32 年度目標	平成 12 年度比
1人1日 当たり 排出量	全体	1,000 グラム以下	1,050 グラム	913 グラム以下	890 グラム	-25%
	家庭系	682 グラム	726 グラム	625 グラム		
	家庭系可燃		583 グラム	464 グラム		
	事業系	257 グラム	266 グラム	228 グラム		総量－35%
	集団回収	60 グラム	59 グラム	60 グラム		
再生利用率		22%以上	15.60%	25%以上		
最終処分量		80 千トン以下	89 千トン	79 千トン		

4. 目標値の設定

構成町村それぞれの発生抑制や資源化の目標を設定し、第二次群馬県循環型社会づくり推進計画の目標達成を目指すこととします。

1人1日当たりの家庭系可燃ごみ及び最終処分量の目標値を以下のとおりとします。

＜第二次群馬県循環型社会づくり推進計画＞

●長野原町の1人1日当たりの家庭系可燃ごみ

716g/人・日（平成27年度） ⇒ 558g/人・日（平成43年度）

（558g/人・日=698g/人・日（平成25年度）×0.8）

・・・平成25年度の20%削減

●嬭恋村1人1日当たりの家庭系可燃ごみ

617g/人・日（平成27年度） ⇒ 483g/人・日（平成43年度）

（483g/人・日=604g/人・日（平成25年度）×0.8）

・・・平成25年度の20%削減

●最終処分量

1,151t/年（平成27年度） ⇒ 1,039t/年（平成43年度）

（1,039t/年=1,167t/年（平成25年度）×0.89）

・・・平成25年度の11%削減

表3-14 目標値と発生抑制・資源化を推進した場合の排出量

		第二次群馬県 循環型社会づくり 推進計画 (H28年3月)※	実績値	見込み	発生抑制 資源化 推進後	備考
		H31年度	H27年度	H43年度	H43年度	H25年度
総排出量(集団回収含む)(構成町村)	t/年		7,307	7,013	6,114	7,451
家庭系ごみ(構成町村)	t/年		4,803	4,451	3,845	4,820
1人1日当たりの家庭系可燃ごみ	g/人日	511	653	683	512	639
長野原町1人1日当たりの家庭系可燃ごみ	g/人日	558	716	747	558	698
嬭恋村1人1日当たりの家庭系可燃ごみ	g/人日	483	617	642	483	604
最終処分量	t/年	1,039	1,152	1,140	1,000	1,167

□は基本計画における目標値

※における1人1日当たりの家庭系可燃ごみ

※における最終処分量

=H25年度の約20%減

=H25年度の約11%減

【参考資料】群馬県循環型社会づくり推進県民会議における主な意見

●平成 23 年度

1 市町村の分別回収

分別を細分化すればごみが減ると思うが、市町村では非常にお金がかかるので、県で補助金を出すのは難しいのか。

市町村の容器包装廃棄物の回収量が減ってきており、全国に比べて、プラスチック製容器包装と紙製容器包装の回収率が悪い。

2 集団回収

集団回収の交付団体数が倍ぐらいに増えているが、集団回収量が減っている。補助金に問題があると思う。

なぜ減っているか分析をした。新聞の購読量が減ったからと言われていたが、古紙の行政回収を行ったところ、1.5 倍に増えた。古紙はあるが、高齢化や子供の数の減少により集める団体の活動が弱くなり体制が不十分なため、回収量が減っているというのが現状である。

3 発生抑制

会議がある時は必ずごみの発生抑制について盛り込んでいる。いかに意識づけるかということが問題である。

食品トレーなどを減らすには、消費者もきれいな包装が当たり前と思っているので、消費者の意識を変えていくことも大切である。

大型店と話しあった時、トレーに入っていないと傷が付いて売り物にならないと言われた。少しぐらい傷が付いてもいいという消費者意識が進むとよい。包装されていないものを買うぐらい意識が育ってくればよい。消費者団体に入っている人は意識が高いが、入っていない人に対してどう働きかけるかが問題だ。

市町村から言うと、ごみが出たものについてどのように処理するかを検討しているが、ごみの発生抑制は市町村ではできない。製造段階でごみが出ないように、県レベルで発生抑制ができればよい。

4 その他

ごみと言うといやなイメージがあるが、そうではない資源である。この計画の推進としては、ごみの減量というより、県民に環境の問題としてとらえてもらった方がよい。

●平成 24 年

1 市町村の分別回収

分別は、広報等で分別の経路（分別されるとどんなものになるのか）をPRすると進むのではない。

リサイクルルートについては、3月の議会で女性の議員さんからその辺がわからないとやる気が起きないという話があった。今後PRしていきたい。

2 リサイクル率

可燃ごみを高温で焼却するとスラグになる。それを土木工事等に使いリサイクルに入れば、リサイクル率が高くなる。群馬県には、そういう炉が一つもないのもリサイクル率が低い理由かもしれない。

スラグについては、大量のエネルギーを使い運営コストがかかる。リサイクルルートの明示や事業者等の連携による簡易包装等、ソフト的なところにまだ課題がある。

3 発生抑制

生ごみが一番問題である。堆肥化やバイオマスはお金がかかるので発生抑制が一番よい。事業所から出る生ごみについて、使い切り食べ切り等を指導できるとよい。

生ごみはほとんどの自治体で手つかずの状態である。生ごみを集めて、ガスを発生させるプラントをつくる場所もでてきたが、これからの課題である。

例えば、エネルギーを減らすには一家団らんがよい。テレビを一箇所で見たり、お風呂を続けて入ると30%ぐらい減らせる。ごみも同じような方法があるのではない。

4 事業者との連携

自治体と消費者だけではなかなか減らない。例えば、地元のスーパー等に協力してもらい、簡易包装や分別回収の拡充等で、元から減らせる。

事業者と連携した施策が少ない。また、スーパーのルート等で回収されると、市町村の数字に計上されない。そういう意味でも事業者との連携は有効。

事業者と消費者が話し合える場も必要ではないか。家庭だけではできないこともある。皆で一緒にやってみようということも必要。

担当部署は違うが、県ではレジ袋の削減による環境にやさしい買物を事業者と協議しているので、連携できるきっかけはある。

5 その他

群馬県にはリサイクル工場が無いようだ。県内に無いと運搬する費用等がかかってしまう。

他県の計画と読み比べて、群馬県の計画が弱いのは、啓蒙普及が少ない点である。共通理解が一番重要である。

5. 発生抑制・資源化目標の設定

家庭系可燃ごみには、食べ残し等の生ごみ、紙類やレジ袋等のプラスチック、さらに重量の3割以上を占める生ごみに含まれる水分があります。

そこで、まず必要なものを必要な量だけ購入する、不要なものは人に譲るなど発生抑制を進めます。次に、生ごみは食べ残し等の削減と水切りを強化し、プラスチック類はレジ袋等の削減を推進します。さらに、紙類は資源ごみとして分別を徹底します。このような取り組みにより、長野原町では家庭系可燃ごみを1人1日当たり158g減らし、嬭恋村では134g減らすことを目標とします。

その結果、構成町村では、それぞれ1人1日当たりの家庭系可燃ごみの群馬県の目標値を達成し、最終処分量の目標を達成することができます。

表3-15 長野原町の家庭系可燃ごみの内訳と発生抑制・資源化目標

		平均ごみ質 (湿ベース)	H27年度 家庭系 可燃ごみ 内訳	原単位	削減目標	削減割合	備考
		%	t/年	g/人・日	g/人・日	%	
組成	紙類	34.8	529	249	50	20.1	紙類の資源化
	布類	3.5	53	25			
	木・竹・ワラ類	8.8	134	63			
	プラスチック類	21.0	319	150	12	8.0	レジ袋等の削減
	ゴム・皮革類	6.6	100	47			
	ちゅう芥類 (生ごみ)	22.7	345	162	46	28.4	
					(26)	(16.0)	食べ残し等の削減
					(20)	(12.3)	水切りの強化
	不燃物類	2.3	35	16			
	その他	0.3	5	4			
	合計	100.0	1,521	716	108		
発生抑制					50	7.0	発生抑制
削減目標 合計					158		

※平均ごみ質(湿ベース)は環境衛生センターのごみ質より算出しています。(以下同様)

表3-16 嬭恋村の家庭系可燃ごみの内訳及び削減目標

		平均ごみ質 (湿ベース)	H27年度 家庭系 可燃ごみ 内訳	原単位	削減目標	削減割合	備考
		%	t/年	g/人・日	g/人・日	%	
組成	紙類	34.8	770	215	44	20.5	紙類の資源化
	布類	3.5	77	22			
	木・竹・ワラ類	8.8	195	54			
	プラスチック類	21.0	465	129	10	7.8	レジ袋等の削減
	ゴム・皮革類	6.6	146	41			
	ちゅう芥類 (生ごみ)	22.7	502	140	37	26.4	食べ残し等の削減
					(20)	(14.3)	食べ残し等の削減
					(17)	(12.1)	水切りの強化
	不燃物類	2.3	51	14			
	その他	0.3	7	1			
	合計	100.0	2,212	616	91		
発生抑制					43	7.0	発生抑制
削減目標 合計					134		

表 3-17 六合区域の家庭系可燃ごみの内訳及び削減目標

		平均ごみ質 (湿ベース)	H27年度 家庭系 可燃ごみ 内訳	原単位	削減目標	削減割合	備考
		%	t/年	g/人・日	g/人・日	%	
組 成	紙類	34.8	79	157			
	布類	3.5	8	16			
	木・竹・ワラ類	8.8	20	40			
	プラスチック類	21.0	48	94			
	ゴム・皮革類	6.6	15	30			
	ちゅう芥類	22.7	52	102			
	不燃物類	2.3	5	10			
	その他	0.3	1	1			
	合計	100.0	228	450	0		
削減目標 合計					0		

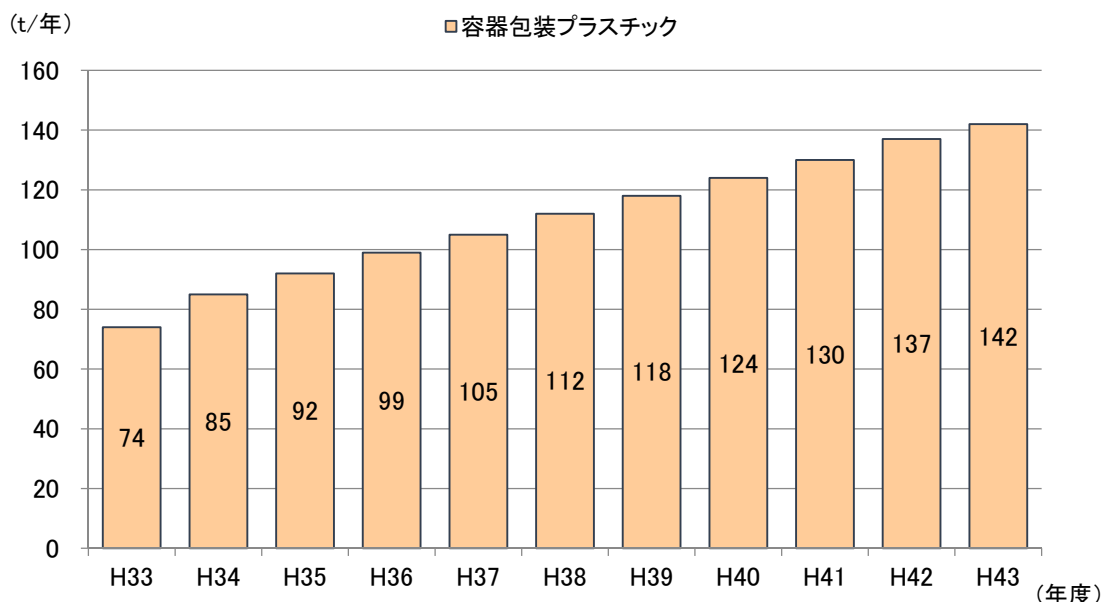
※中之条町六合区域(旧六合村)のごみは、中之条町から組合が委託を受け処理しているため、削減目標は設定しないこととします。

【参考】容器包装プラスチックの分別可能量

組合ではプラスチック類を焼却していることもあり、資源化を積極的に推進するためには、分別品目を追加するなど、新たな施策の検討が必要です。

容器包装プラスチックの分別を実施した場合、表 3-15 から表 3-17 をもとに想定される資源化量を以下に示します。

図 3-34 容器包装プラスチックを分別した場合の資源化量（参考）



※表 3-15 から表 3-17 において、それぞれプラスチック類の原単位を平成 33 年度に 10%回収、平成 43 年度に 20%回収とした場合

6. 目標を達成した場合のごみ排出量

可燃ごみの発生抑制をはじめ、可燃ごみに含まれる生ごみや紙類、プラスチック類等を削減し、目標を達成した場合の排出量や最終処分量は以下のとおりです。

図 3-35 目標達成後の排出量

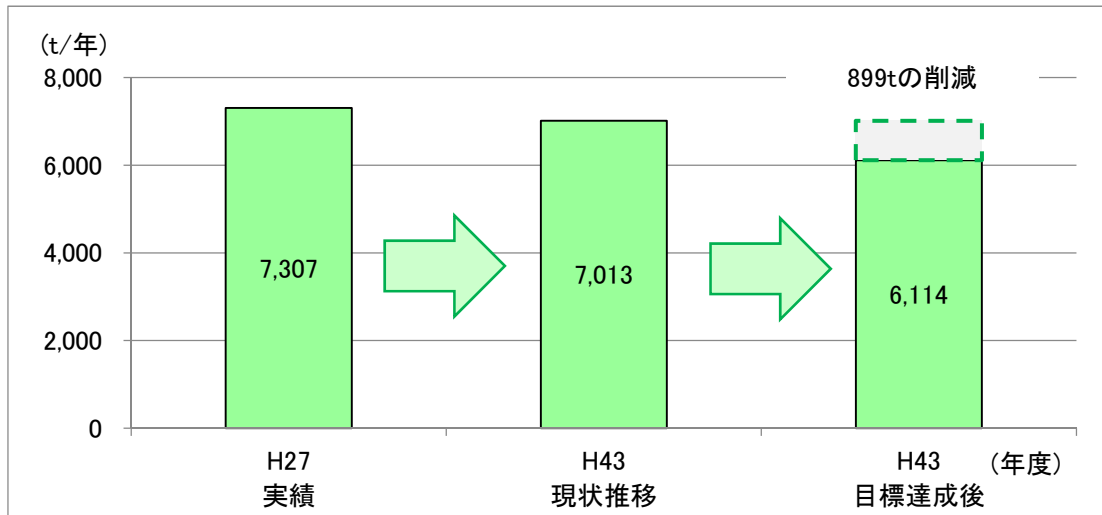


図 3-36 目標達成後の 1 人 1 日当たりの家庭系可燃ごみ

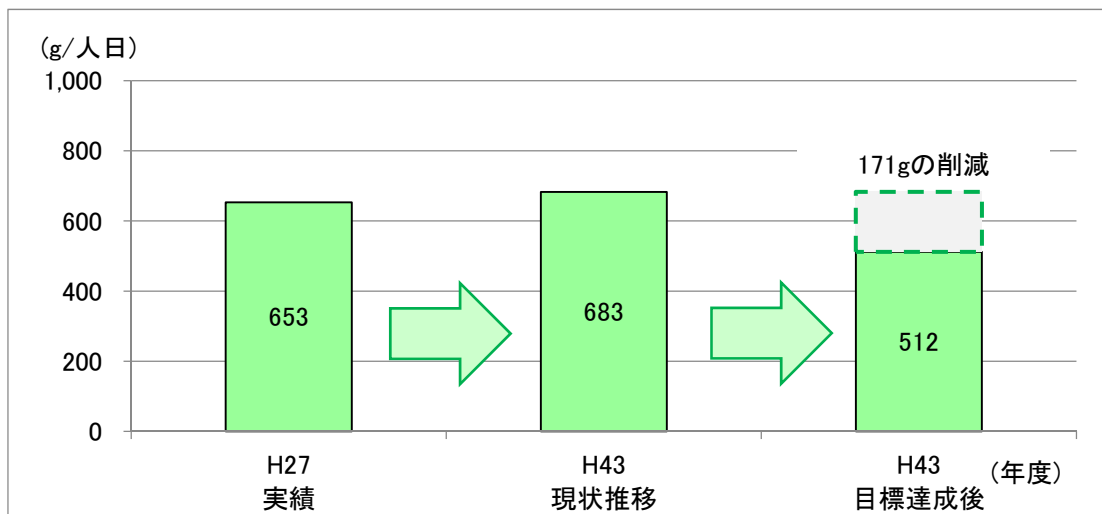


図 3-37 目標達成後の最終処分量

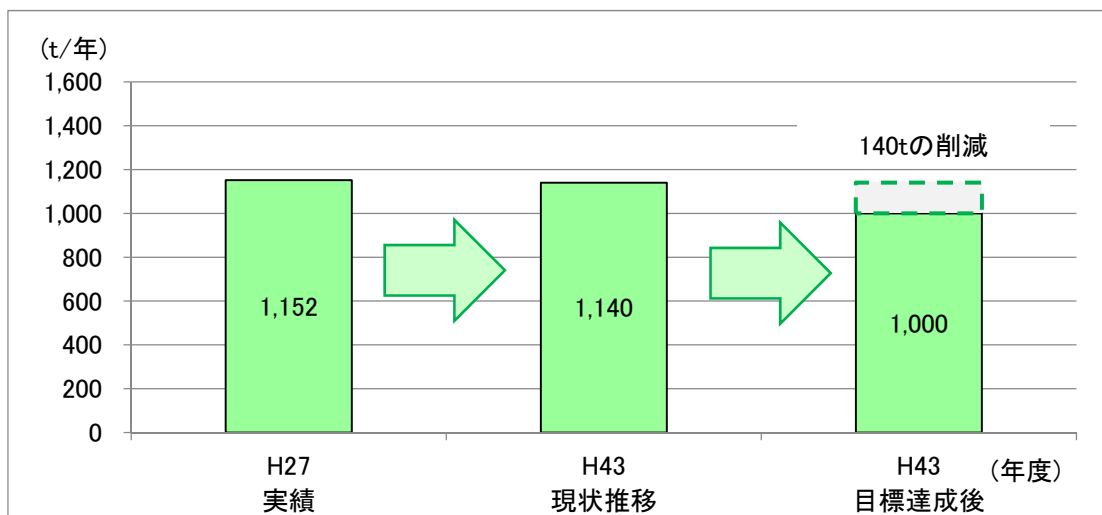


表 3-18 目標を達成した場合の排出量

(単位:t/年)

区分\年度		H23	H27	H33	H43	
		実績		計画		
人口	長野原町	6,216	5,808	5,613	5,200	
	嬭 恋 村	10,341	9,804	8,979	8,100	
	六合区域	1,604	1,383	1,337	1,166	
	合 計	18,161	16,995	15,929	14,466	
搬入総合計	長野原町	2,497	2,558	2,324	2,133	
	家庭系	2,010	1,978	1,849	1,657	
	事業系	487	580	475	476	
	嬭 恋 村	4,809	4,749	4,294	3,981	
	家庭系	2,816	2,825	2,505	2,188	
	事業系	1,993	1,924	1,789	1,793	
	六合区域	371	332	330	299	
	家庭系	315	296	293	262	
	事業系	56	36	37	37	
	合 計	7,677	7,639	6,948	6,413	
	可燃ごみ	長野原町	1,966	2,049	1,759	1,495
家庭系		1,556	1,521	1,327	1,062	
事業系		410	528	432	433	
嬭 恋 村		4,025	3,975	3,484	3,074	
家庭系		2,220	2,212	1,845	1,432	
事業系		1,805	1,763	1,639	1,642	
六合区域		294	259	252	224	
家庭系		245	228	220	192	
事業系		49	32	32	32	
合 計		6,285	6,284	5,495	4,793	
不燃ごみ	長野原町	231	238	256	281	
	家庭系	193	202	226	251	
	事業系	38	37	30	30	
	嬭 恋 村	379	355	365	394	
	家庭系	218	232	251	279	
	事業系	161	123	114	115	
	六合区域	39	29	29	26	
	家庭系	34	27	26	23	
	事業系	5	3	3	3	
	合 計	648	622	650	701	
粗大ごみ	長野原町	88	75	80	87	
	家庭系	49	60	67	74	
	事業系	39	16	13	13	
	嬭 恋 村	88	124	129	139	
	家庭系	60	86	93	103	
	事業系	27	38	36	36	
	六合区域	13	20	19	17	
	家庭系	11	18	17	15	
	事業系	3	2	2	2	
	合 計	189	219	228	243	
資源ごみ	長野原町	212	195	229	270	
	嬭 恋 村	317	295	316	374	
	六合区域	25	24	30	32	
	合 計	554	515	575	676	
	古紙類	長野原町	208	185	219	260
		嬭 恋 村	314	281	302	360
		六合区域	24	21	26	28
		合 計	547	488	547	648
	生ビン	長野原町	3	2	2	2
		嬭 恋 村	3	3	3	3
		六合区域	1	0	1	1
		合 計	7	6	6	6
	ペットボトル	長野原町	—	8	8	8
		嬭 恋 村	—	11	11	11
		六合区域	—	2	3	3
		合 計	—	21	22	22
汚泥	長野原町	25	0	0	0	
	嬭 恋 村	41	0	0	0	
	六合区域	0	0	0	0	
	合 計	66	0	0	0	

(単位:t/年)

区分\年度		H23	H27	H33	H43
		実績		計画	
1人1日当たり(g/人・日) 排出量	長野原町	1,098	1,203	1,134	1,121
	嬬恋村	1,271	1,324	1,310	1,343
	六合区域	632	657	676	701
	合 計	1,155	1,228	1,195	1,211
1人1日当たり(g/人・日) 家庭系可燃ごみ	長野原町	684	716	648	558
	嬬恋村	586	617	563	483
	六合区域	417	450	450	450
	合 計	605	637	583	507
1人1日当たり(g/人・日) 家庭系不燃・粗大ごみ	長野原町	106	123	143	171
	嬬恋村	74	89	105	129
	六合区域	77	88	88	88
	合 計	85	100	117	141
1人1日当たり(g/人・日) 資源ごみ	長野原町	93	92	112	142
	嬬恋村	84	82	96	126
	六合区域	43	47	61	74
	合 計	83	83	99	128
1日当たり(t/日) 事業系ごみ	長野原町	1.3	1.6	1.3	1.3
	嬬恋村	5.4	5.3	4.9	4.9
	六合区域	0.2	0.1	0.1	0.1
	合 計	6.9	6.9	6.3	6.3
資源化量	アルミプレス	50	48	50	54
	鉄プレス	172	131	135	146
	雑線	3	3	4	4
	不適物	12	15	16	17
	モーター	1	1	1	1
	真ちゅう	0	1	1	1
	合 計	239	198	207	223
	段ボール	160	176	200	237
	雑誌	212	171	194	230
	新聞紙	163	133	151	179
	牛乳パック	2	2	2	2
	合 計	537	481	547	648
	生きピン	6	5	6	6
	ペットボトル	—	20	22	22
	合 計	6	25	28	28
中間処理・最終処分	可燃ごみ	6,515	6,582	5,596	4,901
	不燃中可燃(焼却)	116	116	121	130
	焼却処理合計	6,631	6,698	5,717	5,031
	焼却残渣	741	776	663	584
	破碎残渣	369	370	387	416
	汚泥	7	6	0	0
	最終処分量合計	1,117	1,152	1,050	1,000

第4節 ごみの発生抑制・資源化の施策

1. 施策体系

基本方針に基づく主な施策を示します。

図 3-38 施策体系図

基本方針	基本方針に基づく主な施策
Ⅰ：2R（リデュース、リユース）を優先としたごみを出さないライフスタイルの確立	(1)生ごみの水切り、食べ残しの削減
	(2)マイバッグ・マイボトルの使用
	(3)必要なものを必要なものだけ購入
	(4)長期使用の推進
	(5)事業系生ごみの資源化の推進
	(6)事業者自身による発生抑制・資源化の推進
	(7)集団回収への協力
	(8)情報の提供と支援
	(9)環境学習や環境教育の充実
	(10)地域の環境指導員の育成
Ⅱ：資源ごみの回収量の向上	(1)ごみ分別への協力
	(2)資源化の推進
	(3)新たな資源品目の検討
Ⅲ：環境と人にやさしいごみ処理の推進	(1)適正な処理・処分の実施
	(2)家庭系指定袋の価格見直し
	(3)事業系処理手数料の見直し
	(4)不適正排出者への指導
	(5)不法投棄対策
	(6)適正処理困難物対策
	(7)災害時の廃棄物処理に関する対応
	(8)地球温暖化防止に関する対応

2. 住民・事業者・行政の役割

発生抑制、資源化に関する住民・事業者・行政の役割を以下に示します。

住民の役割	
(1)	生ごみの水切り、食べ残しの削減 可燃ごみには多くの生ごみが含まれており、生ごみのほとんどが水分です。住民は、毎日水切りを実践し、可燃ごみの削減に努めます。 また、食べものは残さず、食べきることで生ごみの発生抑制に努めます。
(2)	マイバッグ、マイボトルの使用 排出された可燃ごみには、紙製容器包装やプラスチック製容器包装が含まれています。住民は、マイバッグ、マイボトルを積極的に使用します。 また、過剰包装を断る、詰め替え商品をできるだけ購入することで、容器包装ごみの発生を抑制します。
(3)	必要なものを必要な量だけ購入 買物の際は、必要なものを必要な量だけ購入し、余分な購入を減らすことで、ごみの発生抑制に努めます。
(4)	長期使用の推進 修理しながら使用する、不要なものは知り合いなどに譲り使用してもらうなど、ものを大切に長く使用するように努めます。
(5)	集団回収への協力 資源となる紙類や布は地域の集団回収に協力します。
(6)	ごみ分別への協力 可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみの分別を徹底します。特に、可燃ごみと資源ごみの分別を徹底し、ごみの減量と資源化に努めます。

事業者の役割	
(1)	ごみ分別への協力 可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみの分別を徹底します。特に、可燃ごみと資源ごみの分別を徹底し、ごみの減量と資源化に努めます。
(2)	事業系生ごみの資源化の推進 食品メーカーやスーパー、飲食店といった食品関連事業者は、事業系生ごみの資源化を推進します。
(3)	事業者自身による発生抑制・資源化の推進 製造段階や流通段階において、ごみの出にくい商品や環境に配慮した商品の購入・販売を心がけ、ごみの発生抑制・資源化を推進します。 また、拡大生産者責任の考え方等に基づき、法律又は事業者の自主的な取り組みが進められているリサイクル（家電、パソコン、携帯電話等）について、住民への周知を図り、制度の円滑な運用を促進します。
(4)	適正な処理・処分の実施 事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術の開発に努め、ごみの減量化や資源化の推進を図ります。

行政の役割	
(1)	情報の提供と支援 住民・事業者が積極的に2Rに取り組み、ごみの分別や資源化を推進できるよう、情報の提供や普及啓発を行うとともに、集団回収など資源化活動をしている住民や事業者などに対する支援を行います。
(2)	環境学習や環境教育の充実 小中学校で実施される環境学習では、ごみ処理や資源化、環境問題に関心が高まるように積極的に協力します。環境教育では、ごみ問題や環境問題の理解を深めるために出前講座や講習会などを実施します。また、施設見学など、構成町村と組合が連携し、環境教育や環境学習の充実を図ります。
(3)	地域の環境指導員の育成 地域の環境リーダーとして、環境指導員を育成し、環境への取組を推進します。
(4)	家庭系指定袋の価格見直し 効果的なごみ有料化の事例を調査研究し、家庭系指定袋の価格の見直しを検討します。
(5)	事業系処理手数料の見直し 近隣の事業系ごみの処理手数料とごみ量の関係を調査研究し、処理手数料の見直しを検討します。
(6)	資源化の推進 分別した資源ごみを、収集曜日に関係なく排出できるよう、資源ごみ回収拠点を検討します。
(7)	新たな資源品目の検討 資源化を積極的に推進できるよう、新たな資源ごみの分別品目を検討します。
(8)	適正な処理・処分の実施 住民・事業者が排出したごみを、環境に負荷を与えないように配慮しながら、適正かつ衛生的に処理・処分します。
(9)	不適正排出者への指導 不適正に排出されたごみ袋に対し、未回収とすることで排出者に適正な分別を促します。許可事業者との連携しながら、事業系ごみの搬入物検査を実施し、不適正排出を行った事業者に対して適正排出の指導を行います。
(10)	不法投棄対策 構成町村及び組合で連携を図り、定期的にパトロールを実施します。
(11)	適正処理困難物対策 分別されたごみのなかには、他の分別区分のごみや収集あるいは処理を進める上で支障を来たすものが混入しているため、継続的な分別ルールを周知します。また、家電リサイクル法で定められている特定家庭用機器や、消火器、バッテリーなど組合で適正な処理ができないごみに関しては、購入店で引き取ってもらうなど処理方法を今後も周知徹底します。
(12)	災害時の廃棄物処理に関する対応 大規模な災害が発生した場合には、大量の災害廃棄物が発生するとともに、ごみ処理施設の機能にも重大な影響が生じる可能性があることから、災害廃棄物の迅速な処理にあたります。また、県内市町村や民間事業者との連携を強化し、広域的な協力体制の構築を図ります。
(13)	地球温暖化防止に関する対応 可燃ごみなどの焼却対象量を減らし、一般廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）の発生量を削減します。

第5節 収集運搬計画

1. 収集運搬に関する基本方針

分別排出されたごみは、迅速かつ衛生的に収集運搬します。また、収集ステーションなどの適正な維持管理と排出マナーの向上を啓発します。

今後の収集運搬量は減少傾向にあるため、ごみ収集量に応じた効率的な収集運搬体制を検討します。

基本方針

- 迅速かつ衛生的な収集運搬
- 収集ステーション等の適正な維持管理と排出マナーの向上の啓発
- 効率的な収集体制の検討

2. 収集運搬に関する目標

分別排出されたごみは、迅速かつ衛生的に収集運搬し、資源化及び適正な処理・処分を実施し、住民サービスの向上を図ります。また、収集ステーションの適正な維持管理と排出マナーを守るよう、継続して啓発を行います。

住民が各々のライフスタイルに合わせて参加しやすい、取り組みやすい仕組みとするため、随時排出できる回収拠点を検討するとともに、組合においても随時古紙類等の受入ができるような体制を検討します。

また、現在の分別方法、収集・運搬方法については構成町村と組合が協議し、推進していくものとします。

3. 収集区域

構成町村の行政区域内全域を収集区域とします。

4. 収集運搬方法

家庭系ごみの収集運搬は、収集ステーション方式を継続し、現在の収集体制を継続します。

第6節 中間処理計画

1. 中間処理に関する基本方針

排出されたごみは、資源化を積極的に進めるとともに、可燃ごみは安全かつ衛生的に焼却処理と熱回収を行い、環境に配慮した処理を推進します。また、中間処理施設は老朽化が進んでいるため吾妻広域町村圏広域整備組合（以下、「広域組合」という。）による新たな施設の整備を検討します。

基本方針

- 資源化・熱回収の推進
- 環境に配慮した処理の推進
- 広域組合による新たな施設整備

2. 中間処理に関する目標

排出されたごみは、資源化を進め、可燃ごみは環境衛生センターで安全かつ衛生的に焼却処理を行います。不燃ごみや粗大ごみは資源化選別を実施し、不燃残渣は埋立処分します。

3. 中間処理の方法及び量

中間処理の方法は、現在の処理方法を継続するものとします。

中間処理の計画量を以下に示します。可燃ごみの減少により焼却処理量は、年々減少する見込みです。

資源化量は分別の徹底等の施策により平成43年度に899tとなり、資源化率は14%となる見込みです。

図 3-39 焼却処理の計画量

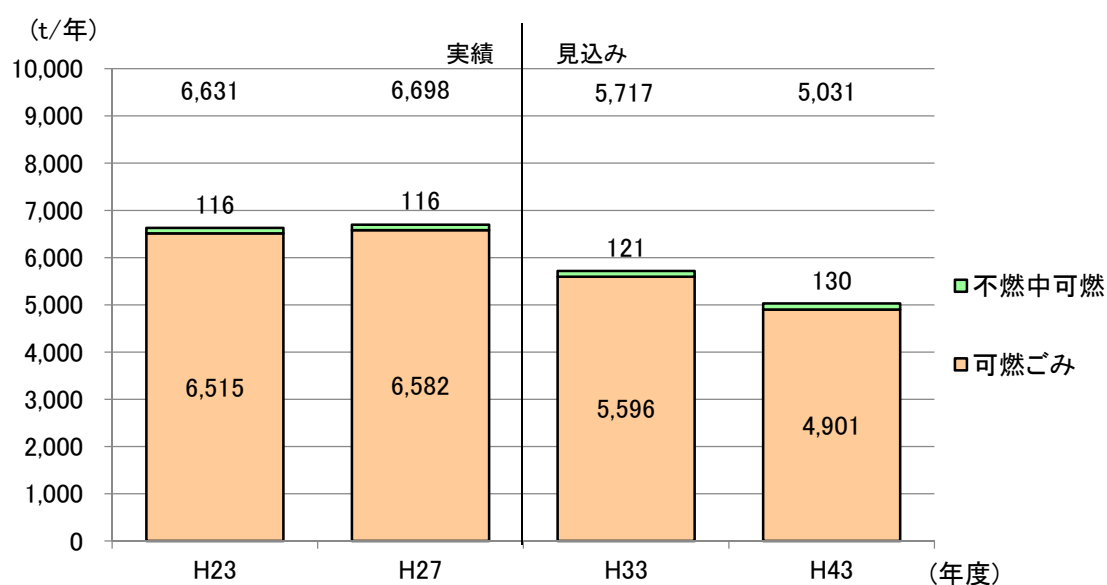


図 3-40 破碎処理の計画量

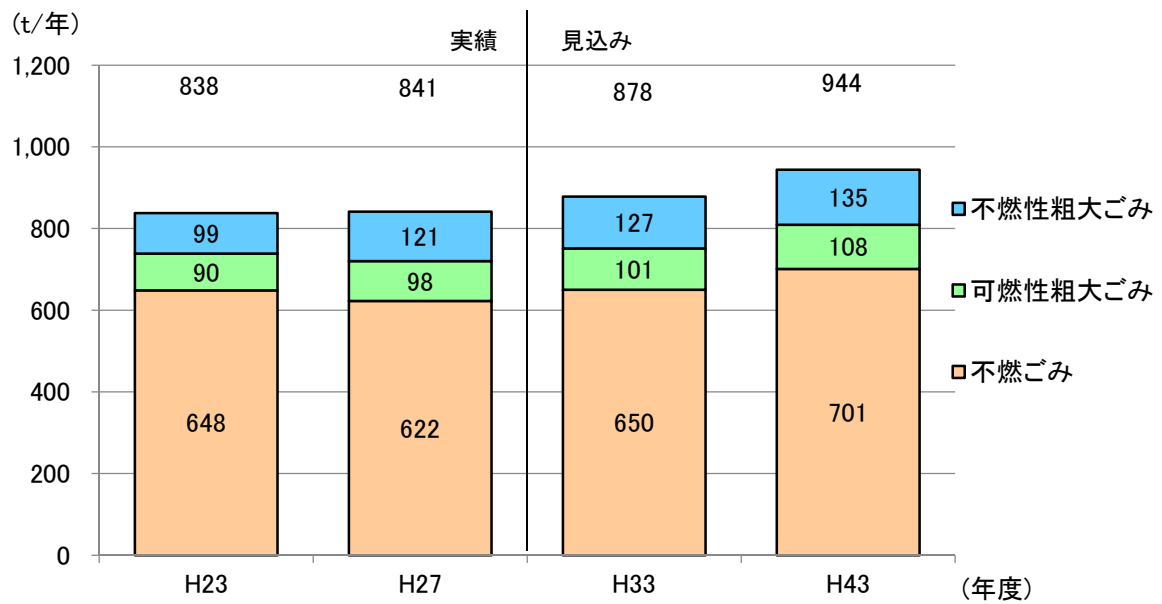
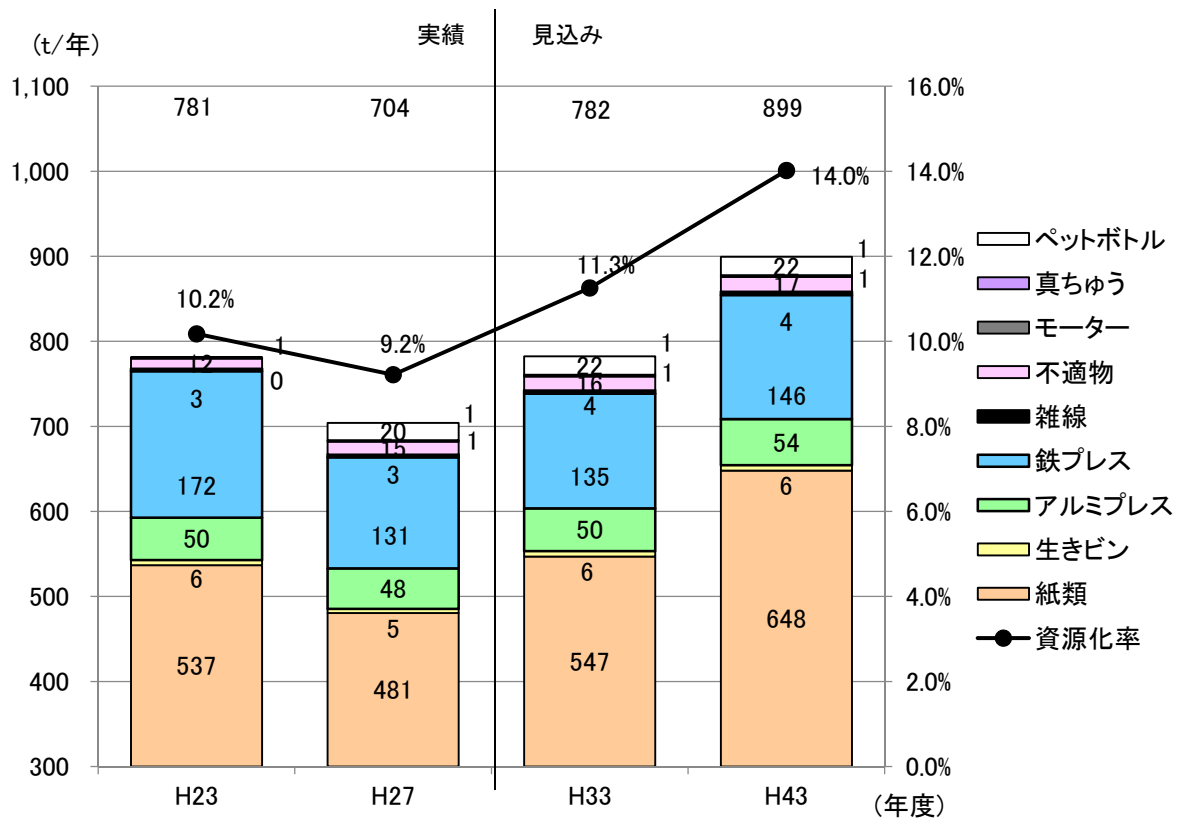


図 3-41 資源化の計画量と資源化率



4. ごみ処理施設の整備に関する事項

組合は、群馬県一般廃棄物処理マスタープラン（県広域化計画 平成 20 年 1 月）において吾妻ブロックに位置します。県広域化計画を受けて長野原町、嬭恋村、中之条町、東吾妻町、高山村、草津町で構成される広域組合は、吾妻ブロック一般廃棄物処理広域化協議会（以下、「協議会」という。）を設立し、吾妻ブロックでの広域化処理施設の検討をしているところです。協議会は、平成 28 年 2 月に報告書を作成し、当該ブロック内にある 3 つの焼却施設を将来的には 1 つの施設に統合させる、といった方向性を打ち出しています。統合するメリットとしては、

- ・ 経済性の向上
- ・ 環境保護
- ・ 処理の効率性向上
- ・ 資源化の促進

が挙げられています。

他方、粗大ごみ処理が当該ブロック内に 2 か所ありますが、当面は現状で存続させる方針です。

なお、広域化施設が建設された場合、現有施設の解体及び跡地利用についても十分に検討する必要があります。

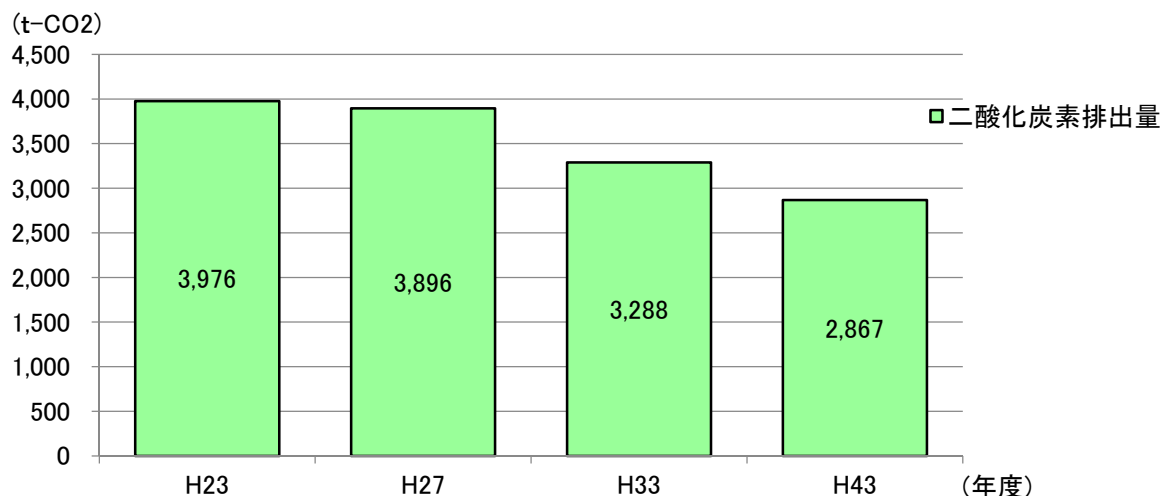
5. 温室効果ガス排出量

一般廃棄物を焼却する際に排出されるCO₂量の算定結果を以下に示します。

なお、生ごみや紙くず等のバイオマス（生物体）起源の廃棄物の焼却に伴う排出は、国際的な取り決め（IPCCガイドライン）に基づき排出量には含めないこととされています。そのため、算定の対象は、組成分析結果のビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類とします。

平成27年度のCO₂量は約3,900tですが、可燃ごみの削減を進めることで、平成43年度には約2,900tになると見込まれます。

図 3-42 二酸化炭素排出量の試算結果



※組成分析結果から可燃ごみに含まれるビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類（水分を除く）の量を算出し、これに係数を乗じて算出した。なお、H33 年度、H43 年度は組成分析結果の平均値を使用した。係数＝炭素排出係数 754(kg-C/t) × 44/12(kg-CO₂/kg-C)
温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(平成 27 年 4 月)より

第7節 最終処分計画

1. 最終処分に関する基本方針

搬入された可燃ごみを焼却し、発生した焼却灰を最終処分しますが、可燃ごみを削減し、最終処分量の削減に努めます。また、環境に配慮した処分を推進します。

基本方針

- 最終処分量の削減
- 環境に配慮した処分の推進

2. 最終処分に関する目標

最終処分量を削減するため、「資源ごみの分別収集」「粗大ごみ処理施設での金属等の資源物の回収」「焼却施設での減量化」を継続します。

可燃ごみを焼却した際に発生する焼却灰は最終処分としますが、可燃ごみを削減し、最終処分量の削減に努め、既存施設を長期にわたり使用します。

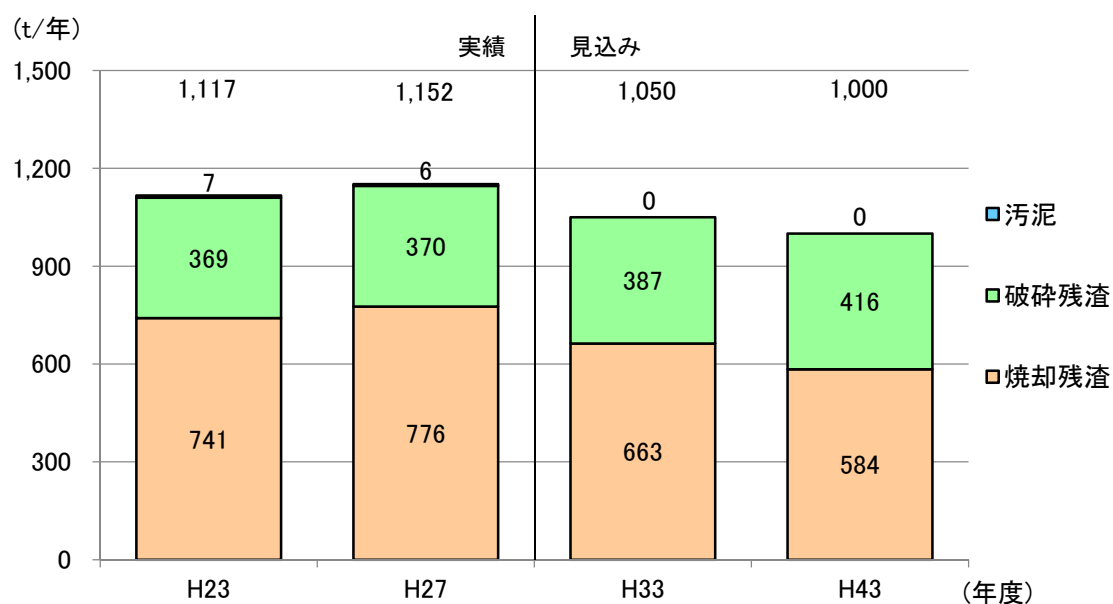
3. 最終処分の方法及び量

焼却灰と不燃残渣は、組合の最終処分場にて埋立処分します。

なお、最終処分に際しては、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持します。

最終処分の計画量を以下に示します。

図 3-43 最終処分の計画量



第8節 その他ごみ処理に関する事項

1. 広報啓発活動

2Rを優先としたごみを出さないライフスタイルを確立するには、住民・事業者等の理解と協力が不可欠であり、ごみに対する意識を高めることが必要であることから、住民・事業者に対し情報提供・啓発を行うことで、施策を広く浸透させます。

主な施策を以下に示します。

- ・ ごみ減量、ごみ処理等に関する町村及び組合の取り組み等の情報を広報、パンフレット、ホームページ、説明会等を介して提供する。
- ・ 組合の中間処理施設の見学会を実施し、資源循環に関する意識の高揚を図る。
- ・ 小学生への環境副読本等の配布や、小中学生に向けて環境教育や体験学習の実施を検討する。
- ・ 家電リサイクル法に基づき、適正な回収、再商品化がなされるように、関係団体や小売店などと協力して住民に普及啓発を行う。

2. 事業者への支援

スーパー等の小売店や各種団体が行っているマイバッグなどの利用の呼びかけ、販売店等で行っている店頭回収など、これらの運動を広報するなどして事業者の活動を支援します。

3. 不法投棄対策

ごみの散乱を防止し、美しいまちづくりを推進するため、ボランティアによる美化活動を協力支援します。

また、県や組合、警察などと連携した不法投棄パトロールの実施、住民や訪れる方々の責任ある行動を求めていくなど、不法投棄防止に努めます。

4. 災害時の廃棄物処理に関する対応

災害が発生した際は、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理を図るため、構成町村の地域防災計画に基づいた対応を推進します。また、適切な応急措置を行うため、既に締結している相互応援協定などに基づき、他市町村と連携を図り、緊急時の円滑な協力・処理体制を確保します。

5. 地球温暖化防止に関する対応

地域レベル・全国レベルで地球温暖化対策が必要とされており、地球温暖化対策を推進するため、群馬県では群馬県地球温暖化対策実行計画（平成23年3月）を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて各種の施策を進めています。

構成町村でも温室効果ガス排出量の削減を進めるため、可燃ごみの削減を進め、循環型社会や低炭素社会の実現を目指します。また、収集・運搬車両を従来の自動車に比べてCO₂排出量が大幅に少ないPHVや走行時にCO₂を排出しないEVなど、次世代自動車の普及啓発を図ります。

西吾妻環境衛生施設組合
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

発行 西吾妻環境衛生施設組合
群馬県吾妻郡長野原町与喜屋 1610
電話：0279-82-2736